

《中華人民共和國商標法改正草案（意見募集稿）》新旧対照表

現行規定	意見募集稿
第一章 総則	第一章 総則
<p>第一条（立法趣旨） 商標管理を強化し、商標権を保護し、生産者及び経営者に商品と役務の質を保証することを促し、商標の信用と評判を維持し保護することにより消費者と生産者及び経営者の利益を保障し、社会主義市場経済の発展を促進するために、本法を制定する。</p>	<p>第1条（立法趣旨） 商標権者の合法的權益を保護し、消費者の權益と社会公共の利益を守り、生産者と事業者の利益を保護し、商品とサービスの品質を確保し、商標の評判を維持し、商標の管理、使用、ブランディングを強化し、社会主義市場経済の質の高い発展を促進するために、本法を制定する。</p>
<p>新設</p>	<p>第2条（党の指導） 商標行政は、中国共産党の指導を堅持する。</p> <p>2 国家は知財強国建設を推進し、知的財産の創造、応用、保護、管理及びサービスの水準を全面的に向上させ、ビジネス環境の最適化において商標制度の重要な機能を十分に發揮させ、中国製品の中国ブランドへの転換を促進する。</p>
<p>第2条（主管部門） 国务院工商行政管理部门商標局は、全国の商標登録及びその管理業務を主管する。 2 国务院工商行政管理部门は、商標評審委員会を設立する。同委員会は、商標係争事件の処理に責任を負う。</p>	<p>第3条（主管部門） 国务院知的財産権行政部門は、全国の商標登録、その管理及び商標ブランド業務を主管し、併せて商標係争案件の処理に責任を負う。 2 県レベル以上の知的財産権管理部門は、当該地域内の商標管理業務に責任を負う。</p>
<p>第8条（商標の構成要素） 自然人、法人又はその他の組織の商品と、他人の商品とを区別できるいかなる標章、即ち文字、図形、アルファベット、数字、立体標章、色彩の組み合わせ、及び音声等、並びにこれらの要素の組み合わせは、すべて商標として登録を出願することができる。 第4条第2項 本法の商品商標に関する規定は、役務商標に適用する。</p>	<p>第4条（商標） 本法にいう商標とは、商品商標及び役務商標を含み、商品又は役務の出所を識別し区別するために使用することができる標章であり、文字、図形、アルファベット、数字、立体標章、色彩の組み合わせ、音声又はその他の要素、並びにこれらの要素の組み合わせが含まれ、法により商標として登録を出願することができる。 2 本法の商品商標に関する規定は、別途規定がある場合を除き、役務商標に適用する。</p>
<p>第4条第1項 自然人、法人又はその他の組織が生産経営活動において、その商品又は役務について商標権の取得を要するときは、商標局に商標登録出願をしなければならない。使用を目的としない悪意の商標登録出願は、これを拒絶するものとする。 第3条第1項 商標局の審査を経て、商標登録が認められた商標を登録商標という。これには、商品商標、役務商標及び団体商標、証明商標が含まれる。商標登録者は商標権を享有し、法律上の保護を受ける。</p>	<p>第5条（商標登録出願） 自然人、法人、又は法人格なき組織が生産経営活動において、その商品又は役務に使用し、あるいは使用が確約された商標に商標権の取得を要するときは、国务院知的財産権行政部門に商標登録出願をしなければならない。 2 国务院知的財産権行政部門の審査を経て、商標登録が認められた商標を登録商標とし、商標登録者は商標権を享有し、法律上の保護を受ける。</p>

<p>第3条第2項乃至第4項</p> <p>2 本法にいう団体商標とは、<u>団体</u>、協会あるいは<u>その他の組織</u>の名義で登録され、当該組織の構成員が商業活動の使用に供し、これを使用する者が当該組織の構成員たる資格を有することを表明する標章をいう。</p> <p>3 本法にいう証明商標とは、特定の商品又は役務に対して監督能力を有する組織の管理下におかれるものであり、かつ当該組織以外の事業単位又は個人がその商品又は役務に使用するもので、当該商品又は役務にかかる原産地、原材料、製造方法、質又はその他の特定の品質を証明するために用いる標章をいう。</p> <p>4 団体商標、証明商標にかかる登録と管理についての特別の事項は、國務院工商行政管理部門により規定される。</p>	<p>第6条（団体商標及び証明商標）</p> <p>団体商標とは、業界の協会あるいはその他の社会団体、法人格なき組織の名義で登録され、当該組織の構成員が商業活動の使用に供し、これを使用する者が当該組織の構成員たる資格を有することを表明する標章をいう。</p> <p>2 証明商標とは、特定の商品又は役務に対して監督能力を有する組織の管理下におかれるものであり、かつ当該組織以外の事業単位又は個人がその商品又は役務に使用するもので、当該商品又は役務にかかる原産地、原材料、製造方法、質又はその他の特定の品質を証明するために用いる標章をいう。</p> <p>3 地理的表示は証明商標又は団体商標として登録出願することができる。</p>
--	--

<p>第5条（共同出願）</p> <p>2人以上の自然人、法人又はその他の組織は、共同で商標局に対して同一商標にかかる登録出願をすることができ、当該商標権を享有し、共同で行使できる。</p>	<p>第7条（共同出願）</p> <p>2人以上の自然人、法人又は法人格なき組織は、共同で國務院知的財産権行政部門に対して同一商標にかかる登録出願をすることができ、当該商標権を享有し、共同で行使できる。</p>
<p>第6条（強制登録）</p> <p>法律、行政法規が、登録商標を使用しなければならないと規定する商品については、必ず商標登録出願をしなければならず、登録が認められないものを市場で販売してはならない。</p>	<p>第8条（強制登録）</p> <p>法律、行政法規が、登録商標を使用しなければならないと規定する商品については、必ず商標登録出願をしなければならず、登録が認められないものを市場で販売してはならない。</p>
<p>第7条（誠実信用の原則）</p> <p>商標登録出願及び使用は、誠実信用の原則を遵守しなければならない。</p> <p>2 商標を使用する者は、その商標を使用する商品の品質に対して責任を負わなければならない。各クラスの工商行政管理部門は、商標管理によって、消費者を欺瞞する行為を阻止しなければならない。</p>	<p>第9条（誠実信用と権利濫用禁止の原則）</p> <p>商標登録出願及び商標権の行使は、誠実信用の原則を遵守しなければならない。</p> <p>2 商標権者は、その商標権を濫用し国益、社会公共の利益又は他人の合法的權益に損害を与えてはならない。</p> <p>3 商標使用者は、その商標を使用した商品又は役務の質に責任を負わなければならない。各レベルの知的財産権管理部門は、商標管理によって、消費者を欺瞞する行為を阻止しなければならない。</p>
<p>第13条第1項 関連する公衆に広く知られた商標について、所有者がその権利に侵害を受けたと認めるときは、本法の規定により馳名商標の保護を求めることができる。</p> <p>第14条第1項 馳名商標の認定は、当事者の請求により、関連する商標案件の処理に認定が必要とされる事実として、これを行わなければならない。馳名商標の認定にあたっては、次に掲げる要因を考慮しなければならない。</p> <p>(一) 当該商標に対する関連する公衆への知名度</p> <p>(二) 当該商標の使用継続期間</p> <p>(三) 当該商標のあらゆる宣伝業務の継続期間、程度及び地理的範囲</p> <p>(四) 当該商標が馳名商標として保護を受けてきた記録</p> <p>(五) 当該商標が馳名であることその他の要因</p>	<p>第10条（馳名商標及びその保護の原則）</p> <p>関連する公衆に広く知られた商標について、所有者がその権利に侵害を受けたと認めるときは、本法の規定により馳名商標の保護を求めることができる。</p> <p>2 馳名商標の保護は、個別案件における認定、受動的保護、求めによる認定の原則に従うものとする。</p> <p>3 馳名商標の保護範囲とその強さは、その顕著な特徴及び知名度に相応するものでなければならない。</p> <p>4 馳名商標の情況は、当事者の請求により商標案件にかかる処理において判断される事実として確認されるものとする。馳名商標の情況の確認にあたっては、次に掲げる要因を総合的に考慮しなければならない。</p> <p>(一) 当該商標に対する関連する公衆への知名度</p> <p>(二) 当該商標の使用継続期間、方法、地域範囲</p> <p>(三) 当該商標のあらゆる宣伝業務の継続期間、程度及び地理的範囲</p> <p>(四) 当該商標の内外の出願及び登録状況</p> <p>(五) 当該商標が保護を受けてきた記録、特に馳名商標として保護を受けた記録</p> <p>(六) 当該商標の価値</p>

	(七) 当該商標が馳名であることのその他の要因
--	-------------------------

<p>第 17 条 (相互主義の原則)</p> <p>外国人又は外国企業が中国で商標登録を出願するときは、その者が所属する国と中華人民共和国が締結した協議又は互いに加盟している国際条約によって手続きを行うものとし、あるいは相互主義の原則により処理するものとする。</p>	<p>第 11 条 (相互主義の原則)</p> <p>外国人又は外国企業が中国で商標登録を出願するときは、その者が所属する国と中華人民共和国が締結した協議又は互いに加盟している国際条約によって手続きを行うものとし、あるいは相互主義の原則により処理するものとする。</p>
<p>第 18 条 (代理委任)</p> <p>商標登録出願又はその他の商標にかかる事項を処理するときは、自ら処理を行うこともでき、法により設立された商標代理組織に委任し処理することもできる。</p> <p>2 外国人又は外国企業が中国で商標登録出願及びその他の商標にかかる事項を処理するときは、法により設立された商標代理機構に委任し処理しなければならない。</p>	<p>第 12 条 (代理委任)</p> <p>商標登録出願又はその他の商標にかかる事項を処理するときは、自ら処理を行うこともでき、法により設立された商標代理組織に委任し処理することもできる。</p> <p>2 中国に恒常的な居所又は営業所を有さない外国人、外国法人及び法人格なき組織は、中国で商標登録出願及びその他の商標にかかる事項を処理するときは、法により設立された商標代理組織に委任し処理しなければならない。</p>

<p>第 21 条 (国際登録)</p> <p>商標の国際登録は、中華人民共和国が締結又は加盟する関連の国際条約により確立された制度を遵守する。具体的な方法は国務院が別途規定する。</p>	<p>第 13 条 (国際登録)</p> <p>商標の国際登録は、中華人民共和国が締結又は加盟する関連の国際条約により確立された制度を遵守する。具体的な方法は国務院が別途規定する。</p>
<p>新設</p>	<p>第二章 商標の登録要件</p>
<p>第 9 条第 1 項 登録出願にかかる商標は、顕著な特徴を有さねばならず、識別しやすく、かつ他人が以前に取得している合法的権利と抵触するものであってはならない。</p>	<p>第 14 条 (登録要件)</p> <p>登録出願にかかる商標は、顕著な特徴を有し、識別しやすく、公序良俗に违背せず、併せて他人の先に取得した合法的権益と抵触するものであってはならない。</p> <p>2 別段の定めがない限り、同一出願人は同一の商品又は役務について一件の同一商標のみ登録されるものとする。</p>
<p>第 10 条 (禁用標章)</p> <p>次に掲げる標章は、商標として使用してはならない。</p> <p>(一) 中華人民共和国の国名、国旗、国章、国歌、軍旗、軍章、軍歌、勳章等と同一又は類似するもの、及び中央国家机关の名称、標章、所在地を表す特定の地理的名称又は標識性を有する建築物の名称もしくは図形と同一のもの</p> <p>(二) 外国の国名、国旗、国章、軍旗等と同一又は類似するもの、ただし、当該国家政府の承諾を得ているものを除く</p> <p>(三) 政府間の国際組織の名称、旗、徽章等と同一又は類似するもの、ただし、当該組織の承諾を得ているもの、又は公衆に誤認を生じさせにくいものを除く</p> <p>(四) 管理下での実施を明らかにし、保証を付与する政府側の標章、検証印と同一又は類似のもの、ただし、授權を得ているものを除く</p> <p>(五) 「紅十字」「紅新月」の名称、標章と同一又は類似するもの</p> <p>(六) 民族を差別するような性質を帯びたもの</p> <p>(七) 欺瞞性を帯びたもので、公衆に対して商品の品質等の特徴または生産地について誤認を生じさせやすいもの</p> <p>(八) 社会主義の道徳、風習を害し、又はその他の悪影響を及ぼすもの</p> <p>2 県レベル以上の行政区画の地理的名称又は公衆に知られた外国の地</p>	<p>第 15 条 (禁用標章)</p> <p>次に掲げる標章は、商標として使用してはならない。</p> <p>(一) 中華人民共和国の国名、国旗、国章、国歌、軍旗、軍章、軍歌、勳章等と同一又は類似するもの、及び中央国家机关の名称、標章、所在地を表す特定の地理的名称又は標識性を有する建築物の名称もしくは図形と同一のもの</p> <p>(二) 外国の国名、国旗、国章、軍旗等と同一又は類似するもの、ただし、当該国家政府の承諾を得ているものを除く</p> <p>(三) 政府間の国際組織の名称、旗、徽章等と同一又は類似するもの、ただし、当該組織の承諾を得ているもの、又は公衆に誤認を生じさせにくいものを除く</p> <p>(四) 管理下での実施を明らかにし、保証を付与する政府側の標章、検証印と同一又は類似のもの、ただし、授權を得ているものを除く</p> <p>(五) 重要伝統文化を示す名称及び標章と同一又は類似するもの、ただし、授權を得ているものを除く</p> <p>(六) 「紅十字」「紅新月」の名称、標章と同一又は類似するもの</p> <p>(七) 民族を差別するような性質を帯びたもの</p> <p>(八) 欺瞞性を帯びたもので、公衆に対して商品の品質等の特徴または生産地について誤認を生じさせやすいもの</p>

<p>理的名称は、商標としてはならない。ただし、その地理的名称が別の意味合いを有し、又は団体商標・証明商標の組成部分となっている場合を除く。地理的名称を利用した商標として既に登録されたものは、引続き有効である。</p>	<p>(九) 社会主義の核心的価値観に悖り、社会主義の道德風習や中国優秀传统文化を害し、又はその他の悪影響を及ぼすもの</p> <p>2 県レベル以上の行政区画名称又は公衆に知られた内外の地理的名称は、商標としてはならない。ただし、その地理的名称が別の意味合いを有し、又は団体商標・証明商標の組成部分となっている場合を除く。地理的名称を利用した商標として既に登録されたものは、引続き有効である。</p>
<p>第 11 条 (顕著性) 以下の標章は商標として登録することができない。</p> <p>(一) その商品に単に一般的に用いられる名称・図形・型番</p> <p>(二) 単なる商品の品質、主要な原材料、効能、用途、重量、数量及びその他の特質を直接表示したにすぎないもの</p> <p>(三) その他顕著な特徴を欠くもの</p> <p>2 前項に掲げる標章が、使用をされた結果、顕著な特徴を有し、かつ識別しやすいものとなったときは、商標として登録することができる。</p>	<p>第 16 条 (顕著性) 以下の標章は商標として登録することができない。</p> <p>(一) その商品に単に一般的に用いられる名称・図形・型番・技術用語</p> <p>(二) 単なる商品の品質、主要な原材料、効能、用途、重量、数量及びその他の特質を直接表示したにすぎないもの</p> <p>(三) その他顕著な特徴を欠くもの</p> <p>2 前第(二)号及び前第(三)号に掲げる標章が、使用をされた結果、顕著な特徴を有し、かつ識別しやすいものとなったときは、商標として登録することができる。</p>
<p>第 12 条 (立体商標の非機能性)</p> <p>立体標章をもって商標登録を出願する場合、単にその商品自体の性質により生じた形状であり、技術的効果を得るために不可欠の商品形状であり、又は、その商品に本質的な価値を備えさせる形状である場合には、それを登録してはならない。</p>	<p>第 17 条 (立体商標の非機能性)</p> <p>立体標章をもって商標登録を出願する場合、単にその商品自体の性質により生じた形状であり、技術的効果を得るために不可欠の商品形状であり、又は、その商品に本質的な価値を備えさせる形状である場合には、それを登録してはならない。</p>
<p>第 13 条第 2 項、第 3 項</p> <p>2 同一又は類似の商品について、登録出願にかかる商標が、中国で登録されていない他人の馳名商標を複製し、模倣し、又は翻訳したものであり、容易に混同を生じさせる場合は、<u>その登録を認めず、かつその使用を禁止する。</u></p> <p>3 非類似の商品について、登録出願にかかる商標が、中国で登録された他人の馳名商標を複製し、模倣し、又は翻訳したものであり、公衆を誤認させ、当該馳名商標の登録者の利益に損害を生じさせるおそれがある場合は、<u>その登録を認めず、かつその使用を禁止する。</u></p>	<p>第 18 条 (馳名商標の保護)</p> <p>同一又は類似の商品に使用し、登録出願した商標が、中国で登録されていない他人の馳名商標を複製し、模倣し、又は翻訳したものであり、混同を引き起こす可能性がある場合、その商標の使用を禁止し、登録を認めない。</p> <p>2 非類似の商品への商標に使用し、登録出願した商標が、他人の馳名商標を複製し、模倣し、又は翻訳したものであり、公衆を誤認させ、馳名商標の所有者の利益を害するおそれがある場合、その商標の使用を禁止し、登録を認めない。</p> <p>3 使用又は登録出願にかかる商標が、広く公衆に知られている他人の馳名商標の複製、模倣または翻訳であり、関連公衆に当該商標と当該馳名商標と一定程度の関係があると信じさせ、馳名商標の顕著性を弱め、馳名商標の市場における信用を毀損し、又は馳名商標の市場の名声を不正に利用したときは、当該商標の使用を禁止し、登録を認めない。</p>
<p>第 15 条 (代理人、代表者、利害関係人の冒認登録) 授權を得ずに代理人又は代表者が自らの名義により、被代理人又は被代表者の商標について登録を行い、被代理人又は被代表者が異議を申し出た場合、その登録を認めず、かつその使用を禁止する。</p> <p>2 同一商品又は類似商品において登録出願された商標が、他人が先に使用する未登録商標と同一又は類似であり、出願人が当該他人と前項規定以外の契約、業務の往来関係又はその他の関係を有し、かつ当該他人の商標の存在を明らかに知っており、当該他人が異議を申し出た場合、その登録を認めない。</p>	<p>第 19 条 (代理人、代表者、利害関係人の冒認登録) 授權を得ずに代理人又は代表者が自らの名義により、被代理人又は被代表者の商標について登録を行い、被代理人又は被代表者が異議を申し出た場合、その登録を認めず、かつその使用を禁止する。</p> <p>2 同一商品又は類似商品において登録出願された商標が、他人が先に使用する未登録商標と同一又は類似であり、出願人が当該他人と前項規定以外の契約、業務の往来関係又はその他の関係を有し、かつ当該他人の商標の存在を明らかに知っており、当該他人が異議を申し出た場合、その登録を認めない。</p>

<p>第 16 条（地理的表示の保護） 商標の構成に商品の地理的表示が含まれ、当該商品が当該表示を示す場所に由来せず、公衆を誤認させる場合は、その登録を認めず、かつその使用を禁止する。ただし、既に善意により登録されているものは引続き有効である。</p> <p>2 前項にいう地理的表示とは、ある商品がある地域に由来することを示し、当該商品の特定の品質、信用、評判、又はその他の特徴が、主に当該地域の自然的要因もしくは人文的要因により決定される標章をいう。</p>	<p>第 20 条（地理的表示の保護） 商標の構成に商品の地理的表示が含まれ、当該商品が当該表示を示す場所に由来せず、公衆を誤認させる場合は、その登録を認めず、かつその使用を禁止する。ただし、既に善意により登録されているものは引続き有効である。</p> <p>2 前項にいう地理的表示とは、ある商品がある地域に由来することを示し、当該商品の特定の品質、信用、評判、又はその他の特徴が、主に当該地域の自然的要因もしくは人文的要因により決定される標章をいう。</p>
<p>新設</p>	<p>第 21 条（重複登録の禁止）</p> <p>出願にかかる商標は、出願人が同一商品について過去に出願したもので、出願日前 1 年以内に登録され、又は抹消、取消、無効宣告が公告された先の商標と同一であってはならない。ただし、次に掲げる場合、及び出願人が原登録商標の取消しに同意した場合はこの限りではない。</p> <p>（一）生産又は事業の必要性から、実際に使用されている先行商標を基礎として軽微な改良を加え、出願人がその相違点を述べることができる場合</p> <p>（二）出願人の責に帰すべからざる事由により、先行商標の更新ができなかった場合</p> <p>（三）商標の使用説明が提出されなかったことにより先行登録商標が抹消されたが、当該先行登録商標が実際に使用されている場合</p> <p>（四）出願人の責に帰すべからざる理由により、先行商標が継続して 3 年間不使用の取消手続において使用証拠を提出しなかったために取り消されたが、先行商標が実際に使用されていた場合</p> <p>（五）先行商標が他人の先行権利又は権益と抵触することにより無効とされたが、その先行権利又は利益が消滅している場合</p> <p>（六）その他重複して、又は新たに商標登録の出願を行う正当な理由がある場合</p>
<p>新設</p>	<p>第 22 条（悪意の商標登録出願） 出願人は次に掲げるような悪意の商標登録出願をしてはならない。</p> <p>（一）使用を目的とせず、商標登録出願を大量に行い、商標登録の秩序を攪乱させること</p> <p>（二）欺瞞的、又はその他の不正な手段により商標登録出願をすること</p> <p>（三）国益、社会公共の利益を損害し、又はその他著しい悪影響を及ぼす商標登録出願をすること</p> <p>（四）本法第 18 条、第 19 条、第 23 条の規定に違反し、故意に他人の合法的権利又は利益に損害を与え、又は不正な利益を貪ること</p> <p>（五）その他の悪意の商標登録出願行為を有すること</p>
<p>第 32 条（既得権の保護） 登録出願にかかる商標は、他人が有している先の権利を侵害するものであってはならず、他人が既に使用し一定の影響を与えている商標を不正の手段によって先駆けて出願するものであってはならない。</p>	<p>第 23 条（既得権の保護） 登録出願にかかる商標は、他人が有している先の権利又は権益を侵害するものであってはならず、他人が既に使用し一定の影響を与えている商標を不正の手段によって先駆けて出願するものであってはならない。</p> <p>2 他人が既に登記し使用している一定の影響を有する企業名称（略称、屋号、組織名称等を含む）、社会的組織名称は前項にいく他人が有している先の権利又は権益に該当する。</p>

<p>第 30 条 (先の登録)</p> <p>登録出願にかかる商標が本法の関連規定を満たさない、又は他人が同一又は類似の商品において、既に登録済みである、もしくは予備査定がなされている商標と同一又は類似している場合、商標局はその出願を拒絶し公告を行わない。</p>	<p>第 24 条 (先の登録)</p> <p>登録出願にかかる商標は、同一又は類似商品について他人が既に登録し、又は予備査定された商標と同一又は類似のものであってはならない。</p>
<p>第 31 条 (先願主義)</p> <p>2 人又は 2 人以上の商標登録出願人が同一又は類似の商品について同一又は類似する商標を登録出願したときは、先に出願をした商標について予備査定を行い公告する。同日の出願については、先に使用した商標について予備査定の決定を行いかつ公告し、その他方の出願は拒絶し公告を行わない。</p>	<p>第 25 条 (先願主義)</p> <p>2 人又は 2 人以上の商標登録出願人が同一又は類似の商品について同一又は類似する商標を登録出願したときは、先に出願をした商標について予備査定を行い公告する。同日の出願について出願時の先後が判別できないときは、先に使用した商標について予備査定を行い公告し、その他方の出願は拒絶し公告しない。</p>
<p>第 19 条第 4 項</p> <p>商標代理組織は、商標登録出願代理業務にかかる役務を除き、他の商標登録出願を行ってはならない。</p>	<p>第 26 条 (代理組織の商標出願の制限)</p> <p>商標代理組織は、商標登録出願代理業務にかかる役務を除き、他の商標登録出願を行ってはならず、またその他の方法で上述の行為を偽って行ってはならない。</p>
<p>第三章 商標登録出願</p>	<p>第三章 商標登録出願</p>
<p>第 22 条 (出願要件)</p> <p>商標登録の出願人は、所定の商品分類表に従い、使用にかかる商標の商品区分及び商品名称を記入し、商標登録出願を提出しなければならない。</p> <p>2 商標登録の出願人は、一件の出願に複数区分の商品についての同一商標の登録出願を行うことができる。</p> <p>3 商標登録出願等の関連書類は、書面方式又は電子方式により提出することができる。</p>	<p>第 27 条 (出願要件)</p> <p>商標登録の出願人は、所定の商品分類表に従い、使用にかかる商標の商品区分及び商品名称を記入し、商標登録出願を提出しなければならない。</p> <p>2 商標登録の出願人は、一件の出願に複数区分の商品についての同一商標の登録出願を行うことができる。</p> <p>3 商標登録出願の手数料が支払われていないときは、商標登録出願は行われなかったものとみなす。</p> <p>4 商標登録出願等の関連書類は、書面方式又は電子方式により提出しなければならぬ。</p> <p>5 商標登録出願が完全であり、出願書類が規定に従って記入されている場合、国務院知的財産権行政部門はその出願を受理し、出願人に通知する。国務院知的財産権行政部門は、登録出願された商標が明らかに著しい悪影響を与えるると判断したときは、これを受理しない。</p>

<p>第 23 条 (別途の出願)</p> <p>使用が認められた範囲外の商品について、その登録商標の商標権を取得することを要するときは、別途商標登録出願を行わなければならない。</p>	<p>第 28 条 (別途の出願)</p> <p>使用が認められた範囲外の商品について、その登録商標の商標権を取得することを要するときは、別途商標登録出願を行わなければならない。</p>
<p>第 24 条 (新たな出願)</p> <p>登録商標がその標章を変更する必要がある場合には、新たな商標登録出願をしなければならない。</p>	<p>第 29 条 (新たな出願)</p> <p>登録商標がその標章を変更する必要がある場合には、新たな商標登録出願をしなければならない。</p>
<p>第 25 条 (優先権)</p> <p>商標登録出願人は、その商標が外国で最初に出願された商標登録出願の日から 6 ヶ月以内に、さらに中国において同一の商品について同一の商標にかかる商標登録を出願するときは、当該国と中国が調印した協議、又は共同で加盟している国際条約によって、もしくは優先権の相互承認の原則に照らし、優先権を享受することができる。</p>	<p>第 30 条 (優先権)</p> <p>商標登録出願人は、その商標が外国で最初に出願された商標登録出願の日から 6 ヶ月以内に、さらに中国において同一の商品について同一の商標にかかる商標登録を出願するときは、当該国と中国が調印した協議、又は共同で加盟している国際条約によって、もしくは優先権の相互承認の原則に照らし、優先権を享受することができる。</p>

<p>2 前項の優先権の要求に従い、商標登録の願書を提出する際に書面によりその旨を主張しなければならず、かつ3ヵ月以内に最初の出願にかかる登録商標出願の願書の副本を提出しなければならない。書面による主張がなされず、又は登録商標出願の願書の副本が期限を超えても提出されない場合は、その優先権ははじめから主張されなかったものとみなす。</p>	<p>2 前項の優先権の要求に従い、商標登録の願書を提出する際に書面によりその旨を主張しなければならず、かつ3ヵ月以内に最初の出願にかかる登録商標出願の願書の副本を提出しなければならない。書面による主張がなされず、又は登録商標出願の願書の副本が期限を超えても提出されない場合は、その優先権ははじめから主張されなかったものとみなす。</p>
<p>第26条（国際展覧会出展の優先権） 中国政府が主催したもしくは承認した国際展覧会に出展した商品に最初に使用された商標である場合、その商品の出展の日から6ヵ月以内に、当該商標の登録出願は優先権を享受することができる。 2 前項に基づき優先権を主張する場合、商標登録の願書を提出する際に書面によりその旨を主張しなければならず、かつ3ヵ月以内にその商品を出展した展覧会の名称、出展商品に当該商標を使用したという証拠、出展日等の証明書類を提出しなければならない。書面による主張がなされず、又は証明書類が期限を超えても提出されない場合は、その優先権ははじめから主張されなかったものとみなす。</p>	<p>第31条（国際展覧会出展の優先権） 中国政府が主催したもしくは承認した国際展覧会に出展した商品に最初に使用された商標である場合、その商品の出展の日から6ヵ月以内に、当該商標の登録出願は優先権を享受することができる。 2 前項に基づき優先権を主張する場合、商標登録の願書を提出する際に書面によりその旨を主張しなければならず、かつ3ヵ月以内にその商品を出展した展覧会の名称、出展商品に当該商標を使用したという証拠、出展日等の証明書類を提出しなければならない。書面による主張がなされず、又は証明書類が期限を超えても提出されない場合は、その優先権ははじめから主張されなかったものとみなす。</p>
<p>第27条（提出資料への要求） 登録商標出願のために申告される事項と提出される資料は、真実、正確、完全なものでなければならない。</p>	<p>第32条（提出資料への要求） 商標登録出願、又はその他商標案件を処理するために申告した事項および提供された資料は、真実、正確かつ完全でなければならない。 2 前項の規定に違反し、重要な事実を偽り、隠し、又は故意に虚偽の資料を提出した者は、かかる手続において不利益を被ることとなる。商標執行部門は、情状に応じ警告し、10万元以下の罰金を科すことができ、他人に損害を与えたときはこれを賠償しなければならない。</p>
<p>第三章 商標登録の審査及び登録査定</p>	<p>第四章 商標登録の審査及び登録査定</p>
<p>第28条（審査期間） 登録出願にかかる商標について、商標局は商標登録出願の願書を受領した日から9ヶ月以内に審査を完了し、本法の関連規定を具備するときは予備査定を公告する。</p>	<p>第33条（審査期間） 登録出願にかかる商標について、国務院知的財産権行政部門は商標登録出願の願書を受領した日から9ヶ月以内に審査を完了し、本法の関連規定を具備するときは予備査定を公告する。</p>
<p>第29条（審査意見書） 審査の過程において、商標局が商標登録出願の内容に説明又は補正が必要であると認めるときは、出願人に説明又は補正を求めることができる。出願人が説明又は補正を提出しないときも、商標局が下す審査の決定に影響は生じさせない。</p>	<p>第34条（審査意見書） 審査の過程において、国務院知的財産権行政部門が商標登録出願の内容に説明又は補正が必要であると認めるときは、出願人に説明又は補正を求めることができる。出願人が説明又は補正を提出しないときも、国務院知的財産権行政部門が下す審査決定に影響は生じさせない。</p>
<p>新設</p>	<p>第35条（出願の拒絶） 商標登録出願が、本法の関連規定に適合せず、又は既に受理された商標登録出願が受理要件を満たさないと判断したとき、国務院知的財産権行政部門は出願を拒絶し、公告しないものとする。</p>

<p>第 33 条 (商標異議申立)</p> <p>予備査定が公告された商標に対して、その公告日から 3 ヶ月以内に、本法第 13 条第 2 項及び第 3 項 (馳名商標)、第 15 条 (代理人等の不正登録)、第 16 条第 1 項 (地理的表示)、第 30 条 (先願主義)、第 31 条 (同日出願等)、第 32 条 (他人の権利との調整) の規定に違反していると先の権利者又は利害関係人が判断するとき、又は、第 4 条 (大量かつ悪意の冒認)、10 条 (禁用商標)、第 11 条 (顕著性)、第 12 条 (立体商標)、第 19 条第 4 項 (商標代理組織) の規定に違反していると何人が判断するときは、商標局に異議を申し立てることができる。公告期間内に異議申立てがないときは、それを登録し、商標登録証を交付し、公告する。</p>	<p>第 36 条 (商標異議申立)</p> <p>予備査定が公告された商標に対して、その公告日から 2 ヶ月以内に、本法第 18 条 (馳名商標)、第 19 条 (代理人等の不正登録)、第 20 条第 1 項 (地理的表示)、第 23 条 (他人の権利との調整)、第 24 条 (先願主義)、第 25 条 (同日出願等) の規定に違反していると先の権利者又は利害関係人が判断するとき、又は、何人も第 15 条 (禁用商標)、第 16 条 (顕著性)、第 17 条 (立体商標)、第 21 条 (重複登録の禁止)、第 22 条第(一)号及び第(二)号 (悪意の登録)、第 26 条 (商標代理組織の制限) の規定に違反していると判断するときは、国務院知的財産権行政部門に異議を申し立てることができる。公告期間内に異議申立てがないときは、それを登録し、商標登録証を交付し、公告する。</p>
<p>新設</p>	<p>第 37 条 (予備査定公告の取消)</p> <p>商標の設定登録前に、国務院知的財産権行政部門が既に予備査定公告された商標登録出願に本法第 15 条の規定に違反することを発見したときは、当該公告を取り消し、新たに審査を行うことができる。</p>

<p>第 34 条 (拒絶査定不服審判)</p> <p>出願が拒絶され、公告されない商標に対しては、商標局は書面にて商標登録出願人にその旨を通知しなければならない。商標登録出願人は不服があるときは、通知を受け取った日から 15 日以内に商標評審委員会に審判を請求することができる。商標評審委員会は 審判請求を受領した日から 9 ヶ月以内に決定を下さなければならない。併せて書面にて請求人に通知する。特殊な状況により延長を要するときは、国務院工商行政管理部門の批准を経て、3 ヶ月の延長ができる。当事者が商標評審委員会の決定に不服があるときは、通知を受け取った日から 30 日以内に人民法院に訴えを提起することができる。</p>	<p>第 38 条 (拒絶査定不服審判)</p> <p>出願が拒絶され、公告されない商標に対しては、国家知的財産権行政部門は書面にて商標登録出願人にその旨を通知しなければならない。商標登録出願人は不服があるときは、通知を受け取った日から 15 日以内に国家知的財産権行政部門に審判を請求することができる。国家知的財産権行政部門は 審判請求を受領した日から 9 ヶ月以内に決定を下さなければならない。併せて書面にて請求人に通知する。特殊な状況により延長を要するときは、批准を経て、3 ヶ月の延長ができる。当事者が不服審判の審決に不服があるときは、通知を受け取った日から 30 日以内に人民法院に訴えを提起することができる。</p>
<p>第 35 条 (異議申立ての審査)</p> <p>予備査定に公告された商標に対して異議が申し立てられた場合、商標局は、異議申立人と被異議申立人から事実及び理由の陳述を聴取し、調査を経て事実関係を明らかにした後に、公告期間満了日から 12 ヶ月以内に登録を認めるか否かの決定を下し、併せて書面にて異議申立人及び被異議申立人に通知する。特殊な状況により延長を要するときは、<u>国務院工商行政管理部門の批准を経て、6 ヶ月の延長</u>ができる。</p> <p>2 商標局が登録を認めるとの決定を下したときは、商標登録証を発行し、併せて公告する。異議申立人に不服があるときは、本法第 44 条 (登録商標の取消)、第 45 条 (商標評審委員会の裁定) の規定に基づき、商標評審委員会に当該商標登録の無効の宣告を 請求することができる。</p> <p>3 商標局が登録を認めないとの決定を下し、被異議申立人に不服があるときは、この通知を受け取った日から 15 日以内に商標評審委員会に不服審判を請求することができる。商標評審委員会は、請求日から 12 ヶ月以内に審決を下さなければならない。特殊な状況により延長を要するときは、<u>国務院工商行政管理部門の 批准を経て、6 ヶ月の延長</u>ができる。被異議申立人が商標評審委員会の決定に不服があるときは、この通知を受け取った日から 30 日以内に人民法院に訴えを提起することができる。人民法院は、異議申立人に対し第三者として訴訟に参加する旨を通知しなければならない。</p> <p>4 <u>商標評審委員会は、前項の規定による審判が係属している段階において、人民法院が正に審理している、又は行政機関が処理している他の案件の結果が関連する先の権利の確定に影響するときは、その審理を中止することができる。中止の原因が解消された後は、審査を回復しなければならない。</u></p>	<p>第 39 条 (異議申立ての審査)</p> <p>予備審査に公告された商標に対して異議が申し立てられた場合、国務院知的財産権行政部門は、異議申立人と被異議申立人とが提出した事実及び理由を聴取し、調査検証を経て、公告満了日から 12 ヶ月以内に登録を認めるか否かを決定し、異議申立人と被異議申立人に書面により通知しなければならない。特殊な状況により延長を要するときは、批准を経て 6 ヶ月間の延長ができる。</p> <p>2 国務院知的財産権行政部門が登録を認める決定を下したときは、商標登録証を発行し、併せて公告する。異議申立人に不服があるときは、本法第 44 条及び第 45 条の規定に基づき、国務院知的財産権行政部門に登録商標の無効宣言の請求をすることができる。</p> <p>3 国務院知的財産権行政部門が商標を登録しない決定を下し、異議申立人に不服があるときは、通知を受け取った日から 30 日以内に人民法院に提訴することができる。人民法院は、相手方当事者に第三者として手続に参加するよう通知する。</p>

<p>第 36 条 (決定の効力)</p> <p>法定期限が満了し、当事者が、商標局が下した拒絶査定、登録を認めないとの決定に不服審判の請求がなされず、または商標審査委員会が下した審決に対して人民法院に訴えが提起されないときは、拒絶査定、登録を認めないとの決定、または審決は効力を生じさせる。</p> <p>2 審理を経て異議が成立せず、商標に登録が認められた場合、商標登録出願人が取得する商標権の期間は、予備査定の公告から3ヶ月が満了した日から起算される。当該商標の公告の満了日から登録決定が下される日前までに、他人が同一又は類似の商品に当該商標と同一又は類似の商標を使用した行為については遡及力を有さない。但し、当該使用者の悪意により商標権者に損失を生じさせた場合には、その賠償を支払わなければならない。</p>	<p>第 40 条 (決定の効力)</p> <p>法定期限が満了し、当事者が、国務院知的財産権行政部門が下した拒絶査定の決定に不服審判の請求がなされず、取消決定や拒絶査定不服審判の審決に対して人民法院に訴えが提起されないときは、拒絶査定、登録を認めないとの決定、または審決は効力を生じさせる。</p> <p>2 審理を経て異議が成立せず、商標に登録が認められた場合、商標登録出願人が取得する商標権の期間は、予備査定の公告から2ヶ月が満了した日から起算される。当該商標の公告の満了日から登録決定が下される日前までに、他人が同一又は類似の商品に当該商標と同一又は類似の商標を使用した行為については遡及力を有さない。但し、当該使用者の悪意により商標権者に損失を生じさせた場合には、その賠償を支払わなければならない。</p>
--	---

<p>第 37 条 (時宜審査)</p> <p>商標登録出願及び商標審判の請求に対しては、遅滞なく審査を行わなければならない。</p>	<p>第 41 条 (時宜審査及び手続きの撤回)</p> <p>商標登録出願、拒絶査定不服審判、又は当事者が申請したその他の商標手続きに対しては、国務院知的財産権行政部門は遅滞なく審査し、処理しなければならない。</p> <p>2 当事者は、前項に規定する手続きの撤回を申請することができる。国務院知的財産権行政部門は審査を経て撤回を認めると判断したときはその手続きを終了する。</p>
<p>第 35 条第 3 (4?) 項</p> <p>商標審査委員会は、前項の規定による審判が係属している段階において、人民法院が正に審理している、又は行政機関が処理している他の案件の結果が関連する先の権利の確定に影響するときは、その審理を中止することができる。中止の原因が解消された後は、審査を回復しなければならない。</p>	<p>第 42 条 (手続きの中止)</p> <p>国務院知的財産権行政部門は、商標の審査又は審理の過程で、関係する先行権利の確定が人民法院でまさに審理中、又は行政機関がまさに処理中の他の事件の結果に基づかざるを得ない場合、審査又は審理を中止することができる。中止事由が解消された後は、遅延なく審査又は審理を再開しなければならない。</p> <p>2 人民法院が本法第 24 条及び第 25 条の規定により国務院知的財産権行政部門が行った拒絶査定不服審判の拒絶審決、異議の取消決定または無効宣告の審決を審理する場合、提訴されている決定又は裁定時の事実状態を基準としなければならない。提訴にかかる決定又は裁定が下された後の関連商標の状況変更は、人民法院による提訴されている決定又は裁定の審理に影響を与えない。但し、明らかに公平の原則に違反する場合はこの限りではない。</p>

<p>第 38 条 (明らかな錯誤の更正)</p> <p>商標登録出願人又は商標権者が商標出願書類又は登録書類に明らかな誤りを発見したときは、更正を請求することができる。商標局は、法によりその職権の範囲で更正し、当事者に通知する。</p> <p>2 前項にいう錯誤の更正は、商標出願書類又は登録書類の実質的内容に関係しないものをいう。</p>	<p>第 43 条 (明らかな錯誤の更正)</p> <p>商標登録出願人又は商標権者が商標出願書類又は登録書類に明らかな誤りを発見したときは、更正を請求することができる。国家知的財産権行政部門は、法によりその職権の範囲で更正し、当事者に通知する。</p> <p>2 前項にいう錯誤の更正は、商標出願書類又は登録書類の実質的内容に関係しないものをいう。</p>
<p>第五章 登録商標の無効宣告</p>	<p>第五章 登録商標の無効宣告と取消</p>

第 44 条（絶対的無効理由）

既に登録された商標が、本法第 4 条（大量かつ悪意の冒認）、第 10 条（禁用商標）、第 10 条（顕著性）、第 12 条（立体商標の非機能性）、第 19 条第 4 項（商標代理組織）の規定に違反し、もしくは欺瞞的手段又はその他の不正の手段によって取得した登録であるときは、商標局により当該登録商標は無効宣告される。その他の単位又は自然人は商標審査委員会に当該登録商標の無効の宣告を請求することができる。

2 商標局が登録商標の無効の宣告を下すときは、書面で当事者に通知しなければならない。当事者は商標局の決定に不服があるときは、通知を受け取った日から 15 日以内に商標審査委員会に不服審判を請求することができる。商標審査委員会は請求を受領した日から 9 ヶ月以内に決定を下さなければならない。併せて書面にて請求人に通知する。特殊な状況により延長を要するときは、国務院工商行政管理部門の批准を経て、3 ヶ月の延長ができる。当事者が商標審査委員会の決定に不服があるときは、通知を受け取った日から 30 日以内に人民法院に訴えを提起することができる。

3 その他の単位又は自然人が、商標審査委員会に登録商標の無効の宣告を請求するときは、商標審査委員会が請求を受領した後に、書面で関係当事者に通知し、当事者は期限までに答弁を提出しなければならない。商標審査委員会は請求を受領した日から 9 ヶ月以内に登録商標の維持又は登録商標の無効の宣告の裁定を下さなければならない。併せて書面にて当事者に通知する。特殊な状況により延長を要するときは、国務院工商行政管理部門の批准を経て、3 ヶ月の延長ができる。当事者が商標審査委員会の決定に不服があるときは、通知を受け取った日から 30 日以内に人民法院に訴えを提起することができる。人民法院は商標の裁定手続上の相手方当事者を第三者として訴訟に参加する旨を通知しなければならない。

第 44 条（絶対的無効理由）

登録商標が本法第 15 条（禁用商標）、第 16 条（顕著性）、第 17 条（立体商標の非機能性）、第 21 条（重複登録の禁止）、第 22 条第 1 項及び第 2 項（悪意の商標登録出願）並びに第 26 条（商標代理組織の制限）の規定に違反する場合、国務院知的財産権行政部門は登録商標の無効を宣言するものとする。

2 国務院知的財産権行政部門が登録商標の無効宣告の決定を下すときは、当事者に書面にて通知しなければならない。当事者に不服があるときは、当該通知を受領した日から 15 日以内に不服審判を請求することができる。国務院知的財産権行政部門は、審判請求を受領した日から 9 ヶ月以内に決定を下し、書面で当事者に通知するものとする。延長を必要とする特別な事情があるときは、批准を経て、3 ヶ月の延長ができる。当事者が審決に納得しない場合、通知を受け取った日から 30 日以内に人民法院に訴訟を提起することができる。

3 本条第一項に掲げる事情がある場合、他の自然人、法人又は法人格なき組織は、国務院知的財産権行政部門に対し、登録商標の無効を宣言するよう請求できる。国務院知的財産権行政部門が請求を受け取った後に、当事者に書面で通知し、期限を定めて答弁書を提出する期限を設けるものとする。国務院知的財産権行政部門は、請求書を受領日から 9 ヶ月以内に、登録商標の維持審決、または登録商標の無効審決を下し、当事者に書面で通知しなければならない。延長を必要とする特別な事情がある場合は、批准を経て、3 ヶ月間延長できる。当事者が国務院知的財産権行政部門の審決に不服があるときは、通知を受けた日から 30 日以内に人民法院に提訴することができる。人民法院は、商標審査手続の相手方に対し、第三者として手続に参加するよう通知しなければならない。

第 45 条（相対的無効理由）

既に登録された商標が、本法第 13 条第 2 項及び第 3 項、第 15 条、第 16 条第 1 項、第 30 条、第 31 条、第 32 条の規定に違反するときは、商標登録の日から 5 年以内に、先の権利者又は利害関係人が商標審査委員会に当該登録商標の無効の宣告を請求することができる。悪意の登録について、馳名商標の所有者は 5 年の時間的制限を受けない。

2 商標審査委員会は登録商標の無効宣告の請求を受領した後、書面で関係当事者に通知し、当事者は期限までに答弁を提出しなければならない。商標審査委員会は請求を受領した日から 12 ヶ月以内に登録商標の維持又は登録商標の無効の宣告の裁定を下さなければならない。併せて書面にて当事者に通知する。特殊な状況により延長を要するときは、国務院工商行政管理部門の批准を経て、6 ヶ月の延長ができる。当事者が商標審査委員会の裁定に不服があるときは、通知を受け取った日から 30 日以内に人民法院に訴えを提起することができる。人民法院は商標の裁定手続上の相手方当事者を第三人として訴訟に参加する旨を通知しなければならない。

第 45 条（相対的無効理由と商標の移転）

登録された商標が本法第 18 条（馳名商標の保護）、第 19 条（代理人等の冒認登録）、第 20 条第 1 項（地理的表示）、第 23 条（先願主義）、第 24 条（先の登録）及び第 25 条（先の出願）の規定に違反する場合、商標登録日から 5 年以内に、先の権利者又は利害関係人は国務院知的財産権管理部門に登録商標の無効宣告を請求することができる。他人が使用し一定の影響を有する商標が、本法第 18 条、第 19 条の規定に違反し、又は本法第 23 条の規定に違反して不正な手段で予備査定された場合、先の権利者は登録商標を自己の名義に移転することを請求することができる。悪意ある登録の場合、馳名商標の所有者は 5 年の時間的制限を設けない。

2 登録商標の無効宣告または登録商標の移転申請を受領した場合、国務院知的財産権行政部門は、書面により関係者に通知し、答弁を提出する期限を設けなければならない。国務院知的財産権行政部門は、申請を受領した日から 12 ヶ月以内に、登録商標の維持、登録商標の移転または登録商標の無効宣言の裁定を行い、関係当事者に書面で通知するものとする。延長を必要とする特別な事情がある場合は、批准を経て、6 ヶ月の延長ができる。当事者が国務院知的財産権行政部門の裁定に不服があるときは、通知を受け取った日から 30 日以内に人民法院に提訴することができる。人民法院は、商標裁定手続の相手方当事者に対し、第三人として手続に参加するよう通知しなければならない。

<p>新設</p>	<p>第 46 条 (商標移転の処理) 國務院知的財産権行政部門は審理を経て、登録商標の移転の請求理由が有効で、その他登録商標を無効とする理由がなく、移転により混同やその他の不良な影響が生じるおそれがないと判断したときは、登録商標の移転について裁定を下さなければならない。登録商標を無効宣告すべきその他の事由がある、又は登録商標の移転理由は成立するものの商標の移転が混同を生じさせ又はその他の不良な影響を引き起こすと判断するときは、登録商標を無効とする裁定を下さなければならない。</p> <p>2 登録商標の移転の裁定が下された後に、その効力が生ずるまでの間、商標登録者は当該登録商標の有効性を維持するために行う処分を除き、その商標を処分してはならない。</p>
<p>第 46 条 (無効決定及び裁定の効力) 法定期限が満了し、当事者は標局が登録商標の無効宣告の決定に不服審判を請求せず、又は商標評審委員会の不服審判の審決、登録商標の維持又は登録商標の無効宣告の裁定に対して人民法院に訴えが提起されないときは、<u>商標局</u>の決定又は<u>商標評審委員会</u>の不服審判の審決、裁定は効力を生じさせる。</p>	<p>第四十七条【无效決定、裁定的生效】法定期限届满，当事人对国务院知的財産権行政部門宣告注册商标无效的決定不申請復審或者對復審決定、維持注册商标、移轉注册商标或者宣告注册商标无效的裁定不向人民法院起訴的，國務院知的財産権行政部門的決定、裁定生效。</p> <p>移轉注册商标的裁定生效后，予以公告，移轉申請人自公告之日起享有商標專用權。</p> <p>第 47 条 (無効決定及び裁定の効力) 法定期間が満了し、当事者が國務院知的財産権行政部門の登録商標の無効宣告の決定に対して不服審判を請求せず、又は不服審判の審決、登録商標の維持審決、登録商標の移転、又は登録商標の無効裁定に対して人民法院に訴訟を提起しない場合、國務院知的財産権行政部門の登録商標の無効に関する決定又は裁定は効力を生じさせる。</p> <p>2 登録商標の移転に関する裁定が効力を生じた後、これを公告し、移転申請者は公告の日からその商標権を享受する。</p>
<p>第 47 条 (無効宣告の効力) 本法第 44 条、第 45 条の規定により無効が宣告された登録商標は、<u>商標局</u>により公告され、当該登録商標にかかる商標権は初めから存在しなかったものとみなす。</p> <p>2 登録商標の無効宣告の決定又は裁定は、無効宣告前に人民法院が下し、既に執行された商標権侵害事件の判決、和解書及び<u>工商行政管理部門</u>が下し、既に執行された商標侵害事件の処理決定及び既に履行された商標譲渡又は商標の使用許諾に対しては遡及力を有しない。但し、商標権者の悪意により他人に生じさせた損失については、これを賠償しなければならない。</p> <p>3 前項の規定により返還されない商標権侵害の損害賠償金、商標譲渡費用、商標使用料が、明らかに公平の原則に反するときは、その全部又は一部を返還しなければならない。</p>	<p>第 48 条 (無効宣告の効力) 本法第 44 条及び第 45 条の規定により無効が宣告された登録商標は、國務院知的財産権行政部門により公告され、当該登録商標にかかる商標権は初めから存在しなかったものとみなす。</p> <p>2 登録商標の無効宣告の決定または裁定は、無効の宣告前に人民法院が下し既に執行された商標権侵害事件の判決、裁定、調停書、および商標権侵害事件の処理に関する商標執行部門の決定、ならびに既に履行した商標譲渡契約または使用許諾契約には遡及力を有しない。但し、商標登録者の悪意によって他人に生じた損害については、これを賠償しなければならない。</p> <p>3 商標登録が認められた後で無効宣告がされる前の当該商標の使用が他人の商標登録にかかる商標権を侵害し、商標権者又は使用権者が悪意を有するときは、本法第 74 条第 2 項 (商標権侵害紛争処理) の規定に従って処理されるものとする。</p> <p>4 本条第 2 項の規定により、商標権侵害の損害賠償金、商標権譲渡費用又は商標使用料が返還されないことが明らかに公平の原則に反するときは、その全部又は一部を返還しなければならない。</p>

<p>第 49 条（登録商標の取消） 商標権者が登録商標を使用する過程において、無断で登録商標を改変し、登録者の名義、住所又はその他の登録事項を変更したときは、地方工商行政管理部門により期限を定めこれを是正させる。期限内に是正しないときは、商標局はその登録商標を取り消す。</p> <p>2 登録商標がその登録にかかる指定商品の普通名称となっており、又は正当な理由無く継続して三年間不使用であったときは、何人も商標局に当該登録商標の取消を請求することができる。商標局は請求を受領した日から 9 ヶ月以内に決定を下さなければならない。特殊な状況により延長を要するときは、國務院工商行政管理部門の批准を経て、3 ヶ月の延長ができる。</p>	<p>第四十九条【注册商标的撤销】存在下列情形之一的，任何自然人、法人或者非法人组织可以向国务院知的財産権行政部門申請撤銷該注册商标，但不得損害商標注册人的合法權益或者扰乱商標注册秩序：</p> <p>注册商标成为其核定使用的商品的通用名称的；</p> <p>注册商标没有正当理由连续三年不使用的；</p> <p>第 49 条（登録商標の取消） 自然人、法人または法人格なき組織は、次のいずれかの状況がある場合、商標登録者の合法的な權益を損なわない、または商標登録の秩序を攪乱させないことを条件に、國務院知的財産権行政部門に登録商標の取り消しを請求することができる。</p> <p>（一）登録商標がその指定商品における普通名称となったとき （二）正当な理由なく 3 年間継続して登録商標を使用していないとき （三）登録商標の使用により、関連する公衆に商品の品質その他の特性またはその出所について誤認を生じさせるとき</p> <p>（四）団体商標または証明商標の登録名義人が本法第 63 条の規定に違反し、その情状が特に深刻であるとき （五）登録商標の使用、又は登録商標にかかる商標権の行使により、著しく公益を害し、かつ重大な悪影響を及ぼすものであるとき</p> <p>2 登録商標に前項第(四)号及び第(五)号に掲げる事情がある場合、國務院知的財産権行政部門は職権で登録商標を取消することができる。</p> <p>3 國務院知的財産権行政部門は、取消請求書を受領した日から 9 ヶ月以内に決定を下すものとする。 また、特別な事情により延長が必要な場合は、批准を経て、3 ヶ月間の延長ができる。</p>
<p>第 50 条（商標登録の隔離期間） 登録商標が取り消され、無効宣告され、又は期間満了後も更新されないときは、その取消、無効宣告又は登録抹消の日から 1 年以内において、商標局は当該商標と同一又は類似の登録商標に対し、これを認めない。</p>	<p>第 50 条（商標登録の隔離期間） 登録商標が本法第 49 条第 1 項第 3 号から第 5 号までに掲げる事由の存在により、若しくは本法第 64 条の規定に違反して取り消された場合、又は本法第 61 条の規定に違反して取り消され又は抹消された場合、若しくは有効期限内に更新されなかった場合において、その取消又は抹消の公告日から一年以内に登録出願した商標がその商標と同一又は類似であるときは、國務院知的財産権行政部門はこの登録を認めない。</p>
<p>第 54 条（取消等決定に対する不服申立） 商標局が下した登録商標の取消決定又は維持決定に対し、当事者に不服があるときは、その通知を受け取った日から 15 日以内に商標評審委員会に審判を請求できる。商標評審委員会は審判請求書を受け取った日から 9 ヶ月以内に決定を下さなければならない。併せて書面にて当事者に通知する。特殊な状況により延長を要するときは、國務院工商行政管理部門の批准を経て、3 ヶ月の延長ができる。当事者は、商標評審委員会の決定に対して不服があれば、その通知を受け取った日から 30 日以内に人民法院に訴えを提起することができる。</p>	<p>第 51 条（取消等決定に対する不服申立） 國務院知的財産権行政部門が下した登録商標の取消決定又は維持決定に対し、当事者に不服があるときは、その通知を受け取った日から 15 日以内に國務院知的財産権行政部門に審判を請求できる。國務院知的財産権行政部門は審判請求書を受け取った日から 9 ヶ月以内に決定を下さなければならない。併せて書面にて当事者に通知する。特殊な状況により延長を要するときは、批准を経て 3 ヶ月の延長ができる。当事者が当該不服審判の審決に対し不服があれば、その通知を受け取った日から 30 日以内に人民法院に訴えを提起することができる。</p>
<p>第 55 条（取消の効力） 法定期限が満了し、当事者が商標局の登録商標の取消決定に不服審判を請求せず、又は商標評審委員会の不服審判の審決に対して人民法院に訴えが提起されないときは、商標局の決定又は不服審判の審決は効力を生じさせる。</p> <p>2 取り消された登録商標は、商標局により公告され、当該登録商標にかかる商標権は公告の日より消滅する。</p>	<p>第 52 条（取消の効力）法定期限が満了し、当事者は国家知的財産権行政部門が下した登録商標の取消決定に不服審判を請求せず、又は不服審判の審決に対して人民法院に訴えが提起されないときは、決定又は不服審判の審決は効力を生じさせる。</p> <p>2 取り消された登録商標は、国家知的財産権行政部門により公告され、当該登録商標にかかる商標権は公告の日より消滅する。</p>
<p>第四章 登録商標の更新、変更、譲渡及び使用許諾</p>	<p>第六章 登録商標の更新、変更、譲渡及び抹消</p>
<p>第 39 条（登録商標の存続期間） 登録商標の存続期間は 10 年とし、当該商標の登録日から起算する。</p>	<p>第 53 条（登録商標の存続期間） 登録商標の存続期間は 10 年とし、当該商標の登録日から起算する。</p>

<p>第 40 条 (登録商標の更新)</p> <p>登録商標の存続期間が満了し、使用の継続が必要な場合、存続期間満了前 12 ヶ月以内に更新登録の申請をしなければならない。この期間に手続ができないときは、6 ヶ月の延長期間を与えることができる。毎回の更新登録の有効期間は 10 年であり、当該商標の先の有効期間の満了日の翌日より起算する。期間が満了しても更新手続が行われなかったときは、その登録商標は抹消される。</p> <p>2 商標局は更新登録された商標について公告しなければならない。</p>	<p>第 54 条 (登録商標の更新)</p> <p>登録商標の存続期間が満了し、使用の継続が必要な場合、存続期間満了前 12 ヶ月以内に更新登録の申請をしなければならない。この期間に手続ができないときは、6 ヶ月の延長期間を与えることができる。毎回の更新登録の有効期間は 10 年であり、当該商標の先の有効期間の満了日の翌日より起算する。期間が満了しても更新手続が行われなかったときは、その登録商標は抹消される。</p> <p>2 国務院知的財産権行政部門は更新登録された商標について公告しなければならない。</p>
--	--

<p>第 41 条 (変更事項)</p> <p>登録商標について、その登録人の名義、住所、又はその他の登録事項を変更する必要があるときは、変更申請書を提出しなければならない。</p>	<p>第 55 条 (変更事項)</p> <p>登録商標について、その登録人の名義、住所、又はその他の登録事項を変更する必要があるときは、変更申請書を提出しなければならない。</p>
<p>第 42 条 (商標譲渡)</p> <p>登録商標を譲渡するときは、譲渡人と譲受人とが譲渡契約を締結し、共同で商標局に申請しなければならない。譲受人は、当該登録商標を使用する商品の品質を保証しなければならない。</p> <p>2 登録商標を譲渡するときは、商標登録権者が同一商品に登録された類似の商標、又は類似の商品に登録された同一又は類似の商標を、一括で譲渡しなければならない。</p> <p>3 容易に混同を生じさせ、又はその他の不良な影響を生じさせる譲渡については、商標局はこれを認めず、申請者に書面にて通知し、その理由を説明する。</p> <p>4 登録商標の譲渡は審査を経て認可された日に公告される。譲受人は、その公告日から商標権を享有する。</p>	<p>第 56 条 (商標譲渡)</p> <p>登録商標を譲渡するときは、譲渡人と譲受人とが譲渡契約を締結し、共同で国務院知的財産権行政部門に申請しなければならない。譲受人は、当該登録商標を使用する商品の品質を保証しなければならない。</p> <p>2 登録商標を譲渡するときは、商標登録権者が同一商品に登録された類似の商標、又は類似の商品に登録された同一又は類似の商標を、一括で譲渡しなければならない。</p> <p>3 容易に混同を生じさせ、又はその他の不良な影響を生じさせる譲渡については、国務院知的財産権行政部門はこれを認めず、申請者に書面にて通知し、その理由を説明する。</p> <p>4 登録商標の譲渡は審査を経て認可された日に公告される。譲受人は、その公告日から商標権を享有する。</p>
<p>新設</p>	<p>第 57 条 (団体商標及び証明商標の譲渡の制限)</p> <p>団体商標又は証明商標の譲渡を申請し、或いは団体商標又は証明商標に移転が生じたときは、譲受人又は権利承継人は届出に相応した主体資格及び監督能力を有していなければならない</p>
<p>新設</p>	<p>第 58 条 (商標の抹消)</p> <p>商標登録者がその登録商標の抹消又はその指定商品の一部についての商標登録の抹消を申請し、国務院知的財産権行政部門が抹消を認めたときはそれを公告する。当該登録商標にかかる商標権又はその指定商品の一部にかかる当該登録商標にかかる商標権の効力は、その公告の日をもって消滅するものとする。</p>

<p>新設</p>	<p>第七章 商標の使用と管理</p>
<p>第 48 条 (商標の使用)</p> <p>本法にいう商標の使用とは、商標を商品、商品の包装又は容器、及び商品の取引文書に用いること、或いは商標を広告宣伝、展示及びその他の商業的活動に、商品の出所識別として用いる行為をいう。</p>	<p>第 59 条 (商標の使用)</p> <p>本法にいう商標の使用とは、商標を商品、商品の包装又は容器、及び商品の取引文書に用いること、商標を役務の提供場所又は役務に関連する物に用いること、或いは商標を広告宣伝、展示及びその他の商業的活動に商品又は役務の出所識別を目的として用いる行為をいう。</p> <p>2 前項に掲げる行為には、インターネット等の情報ネットワークを通じて行われる行為を含むものとする。</p>

<p>第 43 条（商標の使用及び使用許諾） 商標権者は、商標使用許諾契約を締結することにより他人にその登録商標の使用を許諾することができる。許諾者は、被許諾者が使用するその登録商標を使用する商品の品質を監督しなければならない。被許諾者はその登録商標の使用にかかる商品の品質を保証しなければならない。</p> <p>2 許諾を経て他人の登録商標を使用するときは、必ず当該登録商標を使用する商品に被許諾者の名称及び商品の産地を明らかに表示しなければならない。</p> <p>3 他人にその登録商標を使用させるときは、許諾者はその商標の使用許諾を商標局に届出なければならず、商標局により公告される。届出を經ていない商標使用許諾は善意の第三者に対抗できない。</p>	<p>第 60 条（商標の使用及び使用許諾）</p> <p>商標権者は、商標使用許諾契約を締結することにより、自ら商標を使用することも、他人にその登録商標の使用を許諾することもできる。 許諾者は、被許諾者がその登録商標の使用にかかる商品の品質を監督しなければならない。被許諾者は、その登録商標の使用にかかる商品の品質を保証しなければならない。</p> <p>2 許諾を経て他人の登録商標を使用するときは、必ず当該登録商標を使用する商品に被許諾者の名称と商品の産地を明らかに表示しなければならない。</p> <p>3 他人に自らの登録商標の使用を許諾するときは、許諾者はその商標の使用許諾を国務院知的財産権行政部門に届け出なければならず、国務院知的財産権行政部門により公告される。届出されていない商標使用許諾は、善意の第三者に対抗できない。</p> <p>4 許諾者又は被許諾者が本条第 1 項の規定に違反し、消費者に損害を与えた場合、商標執行部門は期間を定め是正を命じ、違法経営額が 5 万元以上のときは、違法経営額の 20%以下の罰金を科すことができ、違法経営額がなく、又は違法経営額が 5 万元未満のときは、1 万元以下の罰金を科すことができる。</p>
---	--

<p style="text-align: center;">新設</p>	<p>第 61 条（商標の使用説明） 商標登録者は、商標の設定登録日から 5 年毎に 12 ヶ月以内に、国務院知的財産権行政部門に、登録にかかる指定商品について商標の使用状況または不使用の正当な理由の説明をしなければならない。商標登録者は、上記期間内の複数の商標の使用状況をまとめて説明できるものとする。</p> <p>2 期間内に説明がない場合、国務院知的財産権行政部門は、商標登録者にその旨通知する。商標登録者は通知を受領した日から 6 ヶ月以内になお説明しない場合、当該登録商標を放棄したものとみなし、国務院知的財産権行政部門が当該登録商標を抹消する。</p> <p>3 国務院知的財産権行政部門は、説明の真偽を無作為に抽出検査し、必要に応じ商標登録者に関連証拠の補充を求め、又は地方知的財産権管理部門に検査を委託することができる。検査を経て不実の説明であるときは、国務院知的財産権行政部門により当該登録商標を取り消す。</p>
---------------------------------------	--

<p>第 59 条（効力の及ばない範囲） 登録商標に構成されるその商品の普通名称、図形、型番、又は直接的に商品の品質、主要な原材料、機能、用途、重量、数量及びその他の特徴の表示、又は構成される地理的名称について、商標権者は他人の正当な使用について禁止権を有しない。</p> <p>2 立体にかかる登録商標に商品自体の性質により生じた形状、技術的効果を得るために不可欠な商品形状、又は商品に本質的な価値を備えさせる形状が構成されるときは、商標権者は他人の正当な使用について禁止権を有しない。</p> <p>3 商標登録名義人の商標登録出願前に、他人が既に同一又は類似の商品に商標登録の名義人より先に登録商標と同一又は類似の商標を使用し、一定の影響を生じさせている商標については、商標権者は当該使用者の原使用範囲において当該商標を継続して使用することについて禁止権を有さない。但し、商標権者は識別表示を付すことを要求することができる。</p>	<p>第 62 条（禁止権が及ばない状況） 商標権者は、他人が商慣習に従って実施する次に掲げる行為を禁止する権利を有しない。</p> <p>（一）自己の氏名、名称、住所を善意に使用すること （二）商品の種類、性質、品質、機能、用途、重量、数量、価値、地理的表示及びその他の特徴を記述するために、登録商標に含まれる地名、商品の普通名称、図形、型番、技術用語又はその他当該記述に関する標章を使用すること （三）単に商品の用途、適用対象又は適用場面を表示するために、その登録商標を使用すること、但し公衆に誤認される場合はこの限りではない</p> <p>3 立体にかかる登録商標が、商品自体の性質により生じた形状、技術的効果を得るために不可欠な商品形状、又は商品に本質的な価値を備えさせる形状が構成されるときは、その商標権者は他人の使用について禁止権を有しない。</p> <p>4 商標登録名義人の商標登録出願前に、他人が既に同一又は類似の商品に商標登録の名義人より先に登録商標と同一又は類似の商標を使用し、一定の影響を生じさせている商標については、商標権者は当該使用者の原使用範囲において当該商標を継続して使用することについて禁止権を有さない。但し、商標権者は識別表示を付すことを要求することができる。</p>
--	--

<p>新設</p>	<p>第 63 条 (団体商標、証明商標の登録者の義務) 団体商標及び証明標章の登録者が以下の行為を行った場合、商標執行部門は一定期間内には是正を命じ、違法収入がある場合は違法収入を没収する。是正を拒否した場合は、違法収入があれば 10 万円以下、違法収入が無ければ 1 万円以下の罰金を科す。情状が特に深刻であれば国務院知的財産権行政部門は、本法第 49 条の規定により商標を取り消すことができる。 (一) 商標管理の職責を怠り、当該商標を使用した商品が使用管理規則の要件を満たさず、消費者に損害を与えたとき (二) 悪意により商標に構成される地名、商品名称又は種類を他人が正当に使用することを妨げ、商標管理秩序を攪乱したとき (三) その他、社会に悪影響を及ぼすとき</p>
<p>第 49 条第 1 項 商標権者が登録商標を使用する過程において、無断で登録商標を改変し、登録者の名義、住所又はその他の登録事項を変更したときは、<u>地方工商行政管理部門</u>により期限を定めこれを是正させる。期限内には是正しないときは、<u>商標局</u>はその登録商標を取り消す。</p>	<p>第 64 条 (登録商標の無断改変の法律責任) 商標権者が登録商標を使用する過程において、無断で登録商標を改変し、登録者の名義、住所又はその他の登録事項を変更したときは、商標執行部門により期限を定めこの是正を命じ、併せて 10 万円以下の罰金を科すことができる。期間内には是正しないときは、登録商標は国務院知的財産権行政部門により取り消される。 2 商標権者が前項の規定に違反して他人の商標権を侵害したときは、第 74 条第 2 項 (商標権侵害紛争処理) 及び第 85 条第 1 項 (刑事責任) の規定により処理される。</p>
<p>第 51 (52 の誤記?) 条 (登録商標の偽証及び禁用規定違反の法律責任) 未登録商標を登録商標であると偽って使用したとき、又は未登録商標の使用が本条第 10 条の規定に違反するときは、<u>地方工商行政管理部門</u>がこれを禁止し、期限を定めこれを是正させ、併せてその事実を通報し、違法経営額が 5 万円以上のときは、違法経営額の 20%以下の罰金に処することができ、違法経営額がなく、又は違法経営額が 5 万円に満たないときは、1 万円以下の罰金に処することができる。</p>	<p>第 65 条 (登録商標の偽証、禁用規定違反、地理的表示を含む商標の使用により公衆に誤認を生じさせた場合の法律責任) 未登録商標を登録商標として使用し、又は本法第 15 条もしくは第 20 条第 1 項の規定に違反して未登録商標を使用した場合、商標執行部門は期間を定め是正を命じ、違法経営額が 5 万円以上の場合、違法経営額の 20%以下の罰金を科すことができ、違法経営額がなく、又はその違法経営額が 5 万円未満のときは、1 万円以下の罰金を科すことができる。 2 本法第 15 条および第 20 条第 1 項の規定に違反することを明らかにしながら商品を販売し、又は故意に本法第 15 条および第 20 条第 1 項の規定に違反して保管、輸送、郵送、印刷、隠匿、営業所、オンライン商品取引プラットフォーム等の便宜を提供した者は、前項の規定に基づき処分を受ける。</p>
<p>第 14 条第 5 項 生産又は事業者は「馳名商標」との文字を商品、商品の包装又は容器に、或いは広告宣伝や展示並びにその他の商業活動において用いてはならない。 第 53 条 本法第 14 条第 5 項の規定に違反するときは、<u>地方工商行政管理部門</u>が責任をもって是正させ、10 万円の罰金に処する。</p>	<p>第 66 条 (馳名商標広告の違法使用に対する法律責任) 生産者又は事業者は、商品、商品の包装又は容器に「馳名商標」の文字を使用し、或いは広告宣伝や展示並びにその他の商業活動において使用してはならない。 2 前項の規定に違反した場合、商標執行部門は是正を命じ、10 万円以下の罰金を科すことができる。</p>
<p>第 68 条第 4 項 悪意で商標を登録出願した場合、事情によって、警告、罰金などの行政処罰を科すものとする。悪意で商標訴訟を提起した場合、裁判所より法律に基づき処罰する。</p>	<p>第 67 条 (悪意の商標登録出願に対する罰則) 出願人が本法第 22 条の規定に違反し、悪意により商標登録出願をした場合、商標執行部門は警告又は 5 万円以下の罰金を科し、情状が深刻なときは、5 万円以上最高 25 万円以下の罰金を科すことができる。違法な所得がある場合は、これを没収する。</p>

<p>新設</p>	<p>第 68 条 (商標代理組織) 商標代理組織が法により営業登記機関の登記を受け、商標代理業務に従事する会社またはパートナー企業である場合、その株主またはパートナーの3分の2以上は、3年以上の実務経験を有する商標代理実務者、又は法律専門資格、専利代理資格、知的財産部門の中間職以上でなければならず、かつ、国務院知的財産権行政部門に届出なければならない。商標代理組織が法律事務所である場合、国務院知的財産権行政部門に届出なければならない。</p> <p>2 商標代理組織が前項の規定に違反したときは、国務院知的財産権行政部門より是正が命じられる。是正を拒否し、情状が深刻なときは、商標執行部門は警告し、1万元以上5万元以下の罰金を科し、国務院知的財産権行政部門はその商標代理業務の受理停止を決定することができる、その旨公告する。</p>
-----------	--

<p>第 19 条第 1 項乃至第 3 項 商標代理機構は、誠実信用の原則を遵守しなければならない、法律及び行政法規を遵守し、被代理人の委任に従い、商標登録出願又はその他の商標にかかる事項を処理する。代理過程において知り得た被代理人の商業秘密については守秘義務を負う。</p> <p>2 依頼者の登録出願にかかる商標が本法で規定される登録できない状況が存在する可能性がある場合、商標代理機構は明確に依頼者にその旨を知らせなければならない。</p> <p>3 出願にかかる商標が本法第 4 条 (悪意かつ大量の冒認)、第 15 条 (代理人等の不正登録) 及び第 32 条 (他人の権利との調整) の規定に該当することを商標代理機構が知りえた、又は知るべきであった状況において、当該委任を受けてはならない。</p>	<p>第 69 条 (商標代理組織の義務) 商標代理組織は、誠実信用の原則を遵守しなければならない、法律及び行政法規を遵守し、代理人の委託により商標登録出願又はその他の商標事項を処理し、代理の過程で知り得た被代理人の商業秘密について守秘義務を負わなければならない。</p> <p>2 依頼者の登録出願にかかる商標が本法の規定により登録されない可能性がある場合、商標代理組織は明確に依頼者にその旨を通知するものとする。</p> <p>3 商標代理店は、本人の登録出願した商標が本法第 22 条に規定する事情に属することを知り、又は知るべきであったときは、その囑託を受けることができない。</p> <p>4 商標代理に従事する実務者は、法律を遵守し、良好な信用を有し、品行高潔で、商標法規に精通し、法律に従って商標代理業務に従事する能力を有する者でなければならない。商標代理に従事する実務者は、同時に2つ以上の商標代理組織において商標代理業務を行ってはならない。</p>
--	---

<p>第 20 条 (商標代理業界団体) 商標代理業界団体は会則に従い、会員加盟の条件を厳格に執行しなければならない、業界の倫理規範に違反した会員に対し懲戒を行わなければならない。商業代理業界団体は、加盟会員と会員の懲戒状況について遅滞なく一般に公布されなければならない。</p>	<p>第 70 条 (商標代理業界団体) 商標代理業界団体とは、商標代理業界の自主規制団体とする。</p> <p>2 商標代理業界団体は、会則に従い、会員加盟の条件を厳格に執行しなければならない、自己規制を厳格に行い、業界の自律規範と懲戒規則を制定し、業務訓練及び職業道徳、職業規律に関する教育を強化し、商標代理組織と商標代理実務者が法律に基づいて商標代理業務を行い、業界の執務水準を持続的に向上させるよう組織を指導し、業界の自律規範に違反する商標代理組織と商標代理実務者に懲戒を行わなければならない。商標代理業界団体は、会員の入会および懲戒処分の実施について、遅延なく社会に公表されなければならない。</p>
--	--

<p>第八章 登録商標にかかる商標権の保護</p>	<p>第八章 登録商標にかかる商標権の保護</p>
<p>第 56 条 (商標権) 商標権は登録が認められた商標及び使用の指定がされた商品に限られる。</p> <p>第 9 条第 2 項 商標権者は、「注册商標」又は登録マークを明記する権利を有する。</p>	<p>第 71 条 (商標権) 商標権は登録が認められた商標及び使用の指定がされた商品に限られる。</p> <p>2 商標権者は商標の右上又は右下に「注册商標」又は®及び®の登録マークを表示する権利を有する。</p>

<p>第 57 条（商標権の侵害行為）</p> <p>次に掲げる行為の一に該当するときは、何れも商標権の侵害行為に該当する。</p> <p>(一) 商標権者の許諾を得ずに、同一の商品において、その登録商標と同一の商標を使用する行為</p> <p>(二) 商標権者の許諾を得ずに、同一の商品において、その登録商標と類似の商標を使用し、又は類似の商品において、その登録商標と同一又は類似の商標を使用し、容易に混同を生じさせる行為</p> <p>(三) 商標権を侵害する商品を販売する行為</p> <p>(四) 他人の登録商標の標識を偽造し、又は無断で製造する行為、もしくは偽造又は無断で製造した登録商標の標識を販売する行為</p> <p>(五) 商標権者の同意を得ずに、その登録商標を取り換えかつ当該取り換えた商標にかかる商品を再度市場に流通させる行為</p> <p>(六) 他人の商標権の侵害行為のために便益を提供し、故意に他人の商標権侵害の実施行為を幫助する行為</p> <p>(七) 他人の商標権にその他の損害を与える行為</p>	<p>第 72 条（商標権の侵害行為）</p> <p>次に掲げる行為の一に該当するときは、何れも商標権の侵害行為に該当する。</p> <p>(一) 商標権者の許諾を得ずに、同一の商品において、その登録商標と同一の商標を使用する行為</p> <p>(二) 商標権者の許諾を得ずに、同一の商品において、その登録商標と類似の商標を使用し、又は類似の商品において、その登録商標と同一又は類似の商標を使用し、容易に混同を生じさせる行為</p> <p>(三) 他人の登録商標と同一又は類似の商標を、商標権者の許諾なく同一又は類似商品を電子商取引で使用し、公衆を誤認する行為</p> <p>(四) 商標権を侵害する商品を販売する行為</p> <p>(五) 他人の登録商標の標識を偽造し、又は無断で製造する行為、もしくは偽造又は無断で製造した登録商標の標識を販売する行為</p> <p>(六) 商標権者の同意を得ずに、その登録商標を取り換えかつ当該取り換えた商標にかかる商品を再度市場に流通させる行為</p> <p>(七) 他人の商標権の侵害行為のために便益を提供し、故意に他人の商標権侵害の実施行為を幫助する行為</p> <p>(八) 他人の商標権にその他の損害を与える行為</p>
--	---

<p>第 58 条（不正競争行為）</p> <p>他人の登録商標、未登録の馳名商標が企業名称中の屋号として使用されており、公衆に誤認混同を生じさせるときは不正競争行為を構成するものとして、『中華人民共和国反不正当竞争法』によりされる。</p>	<p>第 73 条（不正競争行為）</p> <p>他人の登録商標、未登録の馳名商標が企業名称中の屋号として使用されており、公衆に誤認混同を生じさせるときは不正競争行為を構成するものとして、『中華人民共和国反不正当竞争法』によりされる。</p>
<p>第 60 条（商標権侵害紛争の処理）</p> <p>本法第 57 条（権利侵害行為）に定める商標権の侵害行為の一があり、紛争が引き起されたときは、当事者の協議により解決するものとする。協議が不調又は不能のときは、商標権者又は利害関係人が人民法院に訴えを提起でき、一方で工商行政管理部門の処理を請求することもできる。</p> <p>2 工商行政管理部門の処理において、侵害行為が成立すると認定されたときは、侵害行為の即時停止を明示、侵害商品と侵害商品の製造および登録商標標識の偽造に主に用いられた工具を没収し、廃棄し、違法経営額が 5 万人民币以上かつ違法経営額の 5 倍以上の罰金が、違法経営額又は違法額が 5 万元未満のときは、2 5 万元以下の罰金に処することができる。5 年以内に、二度以上の商標権侵害行為を実施し、又はその他甚だしい状況があるときは、嚴重に処罰しなければならない。登録商標にかかる商標権を侵害した商品であることを知らずに販売し、当該商品は自らが合法的に取得したことを証明できかつ提供者を説明できるときは、工商行政管理部門により販売の停止を命ずる。</p> <p>3 商標権侵害の損害賠償の争いについては、当事者は取調を行った工商行政管理部門に調停を請求することができ、また「中華人民共和國民事訴訟法」に基づき人民法院に訴えを提起することもできる。工商行政管理部門の調停により、当事者の協議が成立せず、又は調停書の発効後に不履行がある場合に、当事者は「中華人民共和國民事訴訟法」に基づき、人民法院に訴えを提起できる。</p>	<p>第 74 条（商標権侵害紛争の処理）</p> <p>本法第 72 条（商標権侵害行為）に定める商標権侵害行為の一があり、紛争が引き起されたときは、当事者は協議により解決するものとする。また、当事者は成立した仲裁合意に基づいて仲裁機関に仲裁を申請することもできる。協議が不調、不能、又は仲裁合意書がない場合は、商標権者又は利害関係人は人民法院に訴えを提起でき、商標執行部門に事件の処理を請求することもできる。</p> <p>2 商標執行部門は、権利侵害が成立したと認定した場合、権利侵害の即時停止を命じ、権利侵害商品及び権利侵害商品の製造並びに登録商標の偽造に主に使用した道具を没収・廃棄し、違法所得を没収し、違法営業額が 5 万元以上の場合は 5 倍以下、違法営業額がない場合又は違法営業額が 5 万元以下の場合は 25 万元以下の罰金を科す。違法営業額がない場合、または違法営業額が 5 万元未満の場合は、25 万元以下の罰金が科すことができる。商標権を侵害することを知らずに商品販売し、その商品が自分によって合法的に入手されたことを証明でき、提供者を明記できる場合、商標執行部門は販売の停止を命じ、侵害商品を没収し、侵害商品の提供者が所在する場所の商標執行部門に事件の処理を通知できる。</p> <p>3 5 年以内に 2 回以上の商標権侵害行為またはその他の商標権侵害行為を行った者、法執行を拒否または妨害した者、またはその他の重大な事情がある場合、商標執行部門はより重い処罰を科すものとする。</p> <p>4 商標権侵害が成立するか否か、または賠償額について争いがある場合、当事者は知的財産管理部門に行政裁定または調停を求めるか、中華人民共和國民事訴訟法に基づき人民法院に提訴することができる。知的財産管理部門の調停を経て合意に至った場合は、人民法院による司法確認が可能であり、合意に至らなかった場合は、知的財産管理部門が侵害の成立の有無について行政裁定を下すことができる。当事者が行政裁定を受け入れない場合、中華人民共和國行政訴訟法に従い、人民法院に提訴することができる。</p> <p>5 商標権をめぐる当事者と商標登録者または利害関係人との間で紛争が生じた場合、関係者は人民法院に提訴し、その行為が商標権を侵害するか否かの判決を下すよう請求できる。</p>

<p>第 61 条 (商標権侵害行為の取り調べ) 商標権の侵害行為に対しては、<u>工商行政管理部門</u>が法により取調・処分を行う権限を有する。犯罪が疑われる場合は、遅滞なく司法 機関に移送され、法により処理されるものとする。</p>	<p>第 75 条 (商標違法行為の取り調べ) 商標違法行為に対しては、商標執行部門が法により取調・処分を行う権限を有する。犯罪が疑われる場合は、遅滞なく司法機関に移送され、法により処理されるものとする。 2 法により刑事責任を負う必要がない、または刑事罰を免除されるが、行政処分を受けるべき者については、司法機関は法により速やかに商標執行部門に事件を移送するものとする。</p>
<p>第 62 条 (商標執行措置) 県レベル以上の工商行政管理部門が既に取得している違法性の疑いある証拠又は通報に基づいて侵害嫌疑のかかった他人の商標権にかかる侵害行為に対し取調、処分を行う際に、当部門は次に掲げる職権を行使することができる。 (一) 関係当事者を尋問し、他人の商標権侵害に関連する状況を調査すること (二) 当事者と侵害活動に関する契約書、伝票、帳簿及びその他関連資料を調査・閲覧し複製すること (三) 当事者が他人の商標権の侵害行為に従事した疑いのある場所について現場検証を行うこと (四) 侵害活動の関連物品を検査すること、他人の商標権を侵害したという証明の証拠となる物品に対し、封印し又は差押を行うことができる。 2 工商行政管理部門が法により前項に規定する職権を行使するときは、当事者は協力し、力を合わせねばならず、拒絶や妨害をしてはならない。 3 商標権侵害事件の取調、処分の過程において、商標権帰属の争い、又は権利者が同時に人民法院に商標権侵害訴訟を提起するときは、工商行政管理部門は案件の取調、処分を中止することができる。中止の原因が解消された後は、案件の取調、処分手続を回復し、又は終結させなければならない。</p>	<p>第 76 条 (商標執行措置) 商標執行部門は、既に取得している違法性の疑いのある証拠又は通報に基づいて、商標違法行為を取調、処分を行う際に、以下の権限を行使することができる。 (一) 関係者に質問し、調査中の行為に関連する状況の説明又は情報提供を要求すること (二) 商標権侵害の疑いに関する契約書、請求書、会計帳簿、証券、文書、記録、業務連絡、視聴覚資料、電子データ、及びその他の資料を検査し、複写すること (三) 商標違法行為に従事した当事者の猜疑場所について現場検証を行うこと (四) 商標違法行為の疑いのある物品を検査すること (五) 証拠が紛失し、後に入手困難となる可能性がある場合、先に登録・保存しておくことができる (六) 商標違法行為の疑いのある物品の差押えまたは封印 (七) 商標違法行為の疑いのある当事者の銀行口座を調査すること 2 前項第(五)号乃至第(七)号に規定する措置を講じるときは、商標執行部門の責任者の承認を得なければならない。 3 責任を負う商標執行部門が法により本条第 1 項に規定する職権を行使するときは、当事者は協力し、力を合わせねばならず、拒絶や妨害をしてはならない。 4 商標権侵害事件の取調、処分の過程において、商標権帰属の争い、又は権利者が同時に人民法院に商標権侵害訴訟を提起するときは、責任を負う商標執行部門は案件の取調、処分を中止することができる。中止の原因が解消された後は、案件の取調、処分手続を回復し、又は終結させなければならない。</p>

<p>第 63 条 (商標権侵害の民事上の責任) 商標権侵害の損害賠償額は、権利者が権利侵害により被った実際の損失に基づいて確定される。実際の損失の確定が困難なときは、侵害者が権利侵害により得た利益に基づき確定することができる。権利者の損失又は侵害者が得た利益の確定が困難なときは、商標 許諾使用料の倍数を参考とし合理的に確定する。悪意の商標権侵害について、甚だしい状況があるときは、上述の方法に基づく確定額の 1 倍以上 5 倍以下の損害賠償額を確定することができる。賠償額には、権利者が権利侵害行為を制止させるために支払った合意的支出を含むものとする。 2 人民法院は、賠償額を確定するために、権利者が既に挙証に力を尽くしても、権利侵害行為に関連する帳簿、資料が主に権利侵害者に支配されている状況において、権利侵害者に権利侵害行為に関連する帳簿、資料を提供させる命令を下すことができる。権利侵害者がこれを提供せず、又は虚偽の帳簿、資料を提供したときは、人民法院は権利者の主張及び提供した証拠を賠償額の判断として参考とすることができる。 3 権利者が権利侵害により被った実際の損失、権利侵害者が侵害により得た利益、登録商標の許諾使用料の確定が困難なときは、人民法院は権利侵害行為の状況により 500 万元以下の賠償命令を判決する。 4 人民法院が商標紛争事件を審理する際、権利者の請求に応じて、登録商標を盗用した偽造商品に対し、特別な事情を除き、廃棄処分を命じ、登録商標を盗用した偽造商品の製造のために使用する商品の材料、器具に対し、廃棄処分を命じ、且つ補償を行わない；また 特別な事情において、前記材料、器具のビジネス流通に入ることを禁止すると命じ、且つ補償しないものとする。 5 登録商標を偽造商品は、偽りの商標標識を除去しただけで商流に戻してはならない。</p>	<p>第 77 条 (商標権侵害の民事上の責任) 商標権侵害の損害賠償額は、侵害により権利者が受けた実際の損失、又は侵害者が得た利益に応じて定めるものとし、権利者の受けた損失又は侵害者の得た利益を定めることが困難な場合は、その商標の使用料の倍数を参考として合理的に定めるものとする。商標の専用使用権を故意に侵害し、その情状が重大であるときは、上記の方法によって決定された金額の 1 倍以上 5 倍以下の割合で賠償額を決定することができる。 2 賠償額を決定するために、人民法院は、権利者が証拠を提出する努力を尽くし、侵害に関連する書籍及び情報が主に侵害者の所有である場合、侵害者にその提供を命じることができ、侵害者が提供せず、又は虚偽の書籍又は情報を提供した場合、人民法院は権利者の主張及び提出された証拠を参照して賠償額を決定することができる。 3 権利者が侵害により被った実際の損失、侵害者が侵害により得た利益、または登録商標の使用許諾料を確定することが困難な場合、人民法院は、侵害の状況に応じて、500 万元を上限とする賠償金を裁定することができる。 4 補償金の額には、権利者が侵害を阻止するために支払った合理的な費用も含まれるものとする。 5 人民法院が商標紛争を審理する場合、権利者の請求により、特別な事情を除き、登録商標の模倣商品の廃棄を命じ、模倣登録商標の製造に主に使用した材料および道具の廃棄を無償で命じ、または特別な事情により、前記の材料および道具が商業ルートに入ることを無償で禁止することを命じなければならない。 6 登録商標の模倣商品は、模倣登録商標が除去された後であっても、商流に戻してはならない。</p>
---	--

<p>新設</p>	<p>第 78 条 (商標権侵害の公益訴訟) 登録商標にかかる専用権が侵害され、国益又は社会公共の利益に損害を与え、登録商標の専用権者又は利害関係人が訴訟を提起せず、商標執行部門も対処しないときは、検察機関が法により登録商標の商標権を侵害する行為に対して人民法院に提訴できる。</p>
<p>第 14 条第 2 項乃至第 4 項 2 商標登録の審査、工商行政管理部門の商標違法案件の取調、処分 の過程において、当事者が本法第 13 条の規定により権利を主張する ときは、商標局は案件の審査および処理の必要性により、商標の馳名 性の状況に対して認定を行うことができる。 3 商標審判の処理の過程において、当事者が本法第 13 条の規定によ り権利を主張するときは、商標評審委員会は案件の処理の必要性に より、商標の馳名性の状況に対して認定を行うことができる。 4 商標の民事及び行政事件の審理過程において、当事者は本法第 13 条の規定により権利を主張するときは、最高人民法院が指定する人 民法院が案件の審理の必要性により、商標の馳名性の状況に対し て認定を行うことができる。</p>	<p>第 79 条 (馳名商標の情況確認) 商標登録の審査、商標係争の処理、又は商標違法案件の取調、処分 の過程において、当事者が本法第 18 条の規定により権利を主張す るときは、国家知的財産権行政部門は案件の審査および処理の必 要性により、商標の馳名性の状況に対し確認することができる。 2 商標の民事及び行政事件の審理過程において、当事者は本法第 18 条の規定により権利を主張するときは、最高人民法院が指定する人 民法院が案件の審理の必要性により、商標の馳名性の状況に対し確 認することができる。</p>
<p>第 64 条 (賠償責任の免責事由の抗弁) 商標権者が損害賠償を請求した際に、被疑侵害者が商標権者は登録 商標を使用していないとした抗弁を提出したときは、人民法院は 商 標権者にその前 3 年以内に当該登録商標を実際に使用した証拠の 提出を要求することができる。商標権者が当該登録商標をその前 3 年以内に実際に使用していたことを証明できず、更に侵害行為 により被ったその他の損失を証明できないときは、被疑侵害者は 当該損害賠償責任を負わないものとする。 2 商標権の侵害商品であることを知らずに販売した場合であって、 当該商品は自らが合法的に取得したものであるとの証明が可能で、 かつその提供者に説明できるときは、当該損害賠償責任を負わな いものとする。</p>	<p>第 80 条 (賠償責任の免責事由の抗弁) 商標権者が損害賠償を請求した際に、被疑侵害者が商標権者は登録 商標を使用していないとした抗弁を提出したときは、人民法院は 商 標権者にその前 3 年以内に当該登録商標を実際に使用した証拠の 提出を要求することができる。商標権者が当該登録商標をその前 3 年以内に実際に使用していたことを証明できず、更に侵害行為 により被ったその他の損失を証明できないときは、被疑侵害者は 当該損害賠償責任を負わないものとする。 2 商標権の侵害商品であることを知らずに販売した場合であって、 当該商品は自らが合法的に取得したものであるとの証明が可能で、 かつその提供者に説明できるときは、当該損害賠償責任を負わな いものとする。</p>
<p>第 65 条 (保全措置) 商標権者又は利害関係人は、他人がその商標権の侵害行為を現に行 っている、又はまさに行おうとしていることを立証する証拠を有し ており、これを直ちに制止しなければ、その合法的權益が回復しが たい損害を被るおそれがある場合は、法に基づき訴えを提起する 前に人民法院に關係行為の停止と財産の保全措置命令を執るよう 請求することができる。</p>	<p>第 81 条 (保全措置) 商標権者又は利害関係人は、他人がその商標権の侵害行為を現に行 っている、又はまさに行おうとしていることを立証する証拠を有し ており、これを直ちに制止しなければ、その合法的權益が回復しが たい損害を被るおそれがある場合は、法に基づき訴えを提起する 前に人民法院に關係行為の停止と財産の保全措置命令を執るよう 請求することができる。</p>
<p>第 66 条 (証拠保全) 侵害行為を制止するために、証拠が喪失するおそれがあり、又は その後に収集することが困難な状況において、商標権者又は利害 関係人は訴えを提起する前に法により人民法院に証拠保全を請 求することができる。</p>	<p>第 82 条 (訴訟前証拠保全) 侵害行為を制止するために、証拠が喪失するおそれがあり、又は その後に収集することが困難な状況において、商標権者又は利害 関係人は訴えを提起する前に法により人民法院に証拠保全を請 求することができる。</p>
<p>新設</p>	<p>第 83 条 (悪意の冒認登録の民事的賠償) 本法第 22 条第(四)号の規定に違反し、悪意ある商標登録出願 により他人に損害を与えた場合、当該他人は人民法院に損害賠償 を請求することができる。賠償額には、少なくとも、悪意ある 商標登録出願を阻止するために当該他人が支払った合理的な費 用が含まれなければならない。 2 本法第 22 条第(三)号の規定に違反し、悪意ある商標登録 出願が国益又は社会公共の利益に損害を与え、又は著しい悪影 響を及ぼすときは、検察機関は法に従い、当該悪意ある商標登 録出願に対して人民法院に提訴しなければならない。</p>

<p>第 68 条第 4 項 悪意で商標を登録出願した場合、事情によって、警告、罰金などの行政処罰を科す；悪意で商標訴訟を提起した場合、人民法院により法律に基づき処罰する。</p>	<p>第 84 条（悪意ある訴訟の反訴） 商標訴訟が悪意により提起された場合、人民法院は法に基づき処罰する。他方当事者に損害を与えた場合、賠償金を支払わなければならない。賠償額には、他方当事者が悪意の商標訴訟を停止させるために支払った合理的な費用が含まれる。</p>
<p>第 67 条（刑事責任） 商標権者の許諾を得ずに、同類商品にその登録商標と同一の商標を使用し、当該行為が犯罪を構成する場合は、被侵害者の損失を賠償させる外に、法により刑事責任を追及する。</p> <p>2 他人の登録商標の標識を偽造し、無断で製造し、又は偽造し、無断で製造した登録商標の標識を販売し、かかる行為が犯罪を構成する場合は、被侵害者の損失を賠償させる他、法により刑事責任を追及する。</p> <p>3 登録商標を偽った商品であることを明らかに知りながら、当該商品を販売し、かかる行為が犯罪を構成する場合は、被侵害者の損失を賠償させる他、法により刑事責任を追及する。</p>	<p>第 85 条（刑事責任） 商標権者の許諾を得ずに、同類商品にその登録商標と同一の商標を使用し、当該行為が犯罪を構成する場合は、被侵害者の損失を賠償させる外に、法により刑事責任を追及する。</p> <p>2 他人の登録商標の標識を偽造し、無断で製造し、又は偽造し、無断で製造した登録商標の標識を販売し、かかる行為が犯罪を構成する場合は、被侵害者の損失を賠償させる他、法により刑事責任を追及する。</p> <p>3 登録商標を偽った商品であることを明らかに知りながら、当該商品を販売し、かかる行為が犯罪を構成する場合は、被侵害者の損失を賠償させる他、法により刑事責任を追及する。</p>

<p>第 68 条（商標代理違法行為及び法律責任） 2019 年改正条項 商標代理組織に次に掲げる行為があるときは、工商行政管理部門が期間を定めてこれを是正させ、警告を行い、1 万元以上 10 万元以下の罰金を処する。直接に責任を負う幹部及びその他の直接の責任者に警告を行い、5 千元以上 5 万元以下の罰金に処する。犯罪を構成するときは、法により刑事責任を追及する。</p> <p>（一）商標の手続を処理する過程において、法的文書、印鑑、署名等を偽造し、又は偽造、変造された法的文書、印鑑、署名等を使用したとき （二）他の商標代理組織を誹謗中傷する等の手段により商標代理業務を誘引し、又はその他の不正手段により商標代理の市場秩序を攪乱させること （三）本法第 4 条、第 19 条第 3 項及び第 4 項の規定に違反すること</p> <p>2 商標代理組織に前項に規定する行為があったときは、工商行政管理部門は信用記録に記入する。情状が深刻であるときは、商標局又は商標評審委員会は併せてその商標代理業務手続の受理の停止を決定し、公告することができる。</p> <p>3 商標代理組織が誠実信用の原則に違反し、合法的權益を侵害したときは、法により民事上の責任を負わなければならないが、併せて商標代理業界組織の定款に基づき懲戒に処する。</p> <p>4 悪意で商標登録出願したときは、情状により警告、罰金等の行政罰を科す。悪意で商標訴訟を提起したときは、人民法院は法により処罰する。</p>	<p>第 86 条（商標代理違法行為及び法律責任） 商標代理組織に次に掲げる行為があるときは、商標執行部門が期間を定めてこれを是正させ、警告を行い、1 万元以上 10 万元以下の罰金に処する。直接に責任を負う幹部及びその他の直接の責任者に警告を行い、5 千元以上 5 万元以下の罰金に処する。犯罪を構成するときは、法により刑事責任を追及する。</p> <p>（一）商標の手続を処理する過程において、法的文書、印鑑、署名等を偽造し、又は偽造、変造された法的文書、印鑑、署名等を使用したとき （二）他の商標代理組織を誹謗中傷する等の手段により商標代理業務を誘引し、又はその他の不正手段により商標代理の市場秩序を攪乱させること （三）本法第 22 条第 1 項、第 26 条、第 69 条第 3 項の規定に違反すること</p> <p>2 商標代理組織に前項に規定する行為があったときは、商標執行部門は信用記録に記入する。情状が深刻であるときは、国家知的財産権行政部門は併せてその商標代理業務手続の受理の停止を決定し、公告することができる。</p> <p>3 商標代理組織が誠実信用の原則に違反し、合法的權益を侵害したときは、法により民事上の責任を負わなければならないが、併せて商標代理業界組織の定款に基づき懲戒に処する。</p> <p>4 商標代理組織が商標代理業務の受理を停止させられた場合、業務停止期間中、又は未処理の商標代理業務を適切に処理しない場合、商標代理店の責任者、直接責任者、及び経営責任を有する株主、パートナーは、商標代理組織の新たな責任者、株主及びパートナーには就任してはならない。</p>
--	---

<p>新設</p>	<p>第 87 条（信用監督） 本法の規定に違反し行政処分を受けたときは、処罰部門が信用記録に記入し、関連法及び行政法規の規定に従って公開する。</p>
-----------	--

<p>第 69 条 (国家公務員の行動要件)</p> <p>商標登録、管理及び審判業務に従事する<u>国家公務員</u>は、法律を公平に執行し、誠実で自制心があり、職務に忠実で、文明的に奉仕しなければならない。</p> <p>2. <u>商標局、商標評審委員会及び商標登録、管理及び審判業務に従事する国家公務員</u>は、商標の代理業務と商品の生産にかかる経営活動に従事してはならない。</p>	<p>第 88 条 (関係職員の行動要件)</p> <p>商標登録、管理、審判及び審理業務に従事する<u>国家公務員及び関係職員</u>は、法律を公平に執行し、誠実で自制心があり、職務に忠実で、文明的に奉仕しなければならない。</p> <p>2 <u>国務院知的財産権行政部門、司法機関</u>及び商標登録、管理、審判及び審理業務に従事する<u>国家公務員及び関係職員</u>は、商標の代理業務と商品の生産にかかる経営活動に従事してはならない。</p>
<p>第 70 条 (内部監査)</p> <p><u>工商行政管理部門</u>は、健全な内部監督制度を確立し、商標登録、管理及び審判業務を責務とする<u>国家公務員</u>の法律及び行政法規の実施、及び規律遵守に対して監督と検査を行わなければならない。</p>	<p>第 89 条 (内部監査)</p> <p><u>国務院知的財産権行政部門と司法機関</u>は、健全な内部監督制度を確立し、商標登録、管理、審判及び審理業務を責務とする<u>国家公務員及び関係職員</u>の法律及び行政法規の実施、及び規律遵守に対して監督と検査を行わなければならない。</p>
<p>第 71 条 (国家公務員の法律責任)</p> <p>商標登録、管理及び審判業務に従事する<u>国家公務員</u>が、職務を怠り、職権を濫用し、情実にとらわれ不正行為を行い、商標登録、管理及び審判事項を違法に処理し、当事者の財物を受け取り、不正な利益を貪り、犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追及する。なお、犯罪を構成しない場合には、法により処分を下す。</p>	<p>第 90 条 (関係職員の法律責任)</p> <p>商標登録、管理、<u>審判及び審理</u>業務に従事する<u>国家公務員及び関係職員</u>が、職務を怠り、職権を濫用し、情実にとらわれ不正行為を行い、商標登録、管理、<u>審判及び審理</u>事項を違法に処理し、<u>法を濫用し</u>、当事者の財物を受け取り、不正な利益を貪り、犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追及する。なお、犯罪を構成しない場合には、法により処分を下す。</p>
<p>新設</p>	<p>第九章 商標の使用、サービス、商標ブランディングの推進</p>
<p>新設</p>	<p>第 91 条 (ブランド戦略と公共サービス)</p> <p>国は、<u>商標ブランド戦略を実施し、商標ブランディングを推進し、知名度のある商標ブランドの育成を推進し、ブランド経済の発展を促進する。</u></p> <p>2 国は、<u>商標の公共サービスシステムの構築を強化し、商標情報の普及と活用を推進し、商標の公共サービス能力を持続的に向上させるものとする。</u></p>
<p>新設</p>	<p>第 92 条 (政府の責任)</p> <p>県レベル以上の人民政府は、<u>商標ブランド業務を国家経済と社会の発展の関連計画に組み込み、科学的かつ合理的な政策と措置を策定し、商標ブランドの育成、保護及び運用を積極的に指導し、かつ必要な保障を行う。</u></p>
<p>新設</p>	<p>第 93 条 (商標ブランディングのための措置)</p> <p>国は、<u>商標ブランディングに関わるすべての関係者に対して、商標ブランディングを促進するために次の措置を実施するよう奨励する。</u></p> <p>(一) <u>社会公衆の商標ブランドの意識を高め、商標を使用する方向性を強化する</u></p> <p>(二) <u>商標ブランドの管理能力を向上し、価値ある商標ブランドの実現を促進する</u></p> <p>(三) <u>商標ブランドの文化的意味を探求し、優れた商標ブランドを普及し展示する</u></p> <p>(四) <u>商標ブランドの人材育成を強化し、ブランドサービスの組織や実務家の専門性を高める</u></p> <p>(五) <u>商標ブランドの研究、評価、監視を強化し、科学的な商標ブランド評価システムを確立する</u></p> <p>(六) <u>その他商標ブランドの構築を促進するための施策を整理し、実施する</u></p>

新設	<p>第 94 条 (地域ブランド)</p> <p>国は、地域のブランディングを推進し、団体商標や証明商標制度の機能を発揮させ、特色のある競争力が強く、市場の信頼性が高い地域ブランドを創出させ、地域経済と産業の発展の促進を奨励する。</p>
新設	<p>第 95 条 (AI と商標情報共有の強化)</p> <p>国務院知的財産権行政部門は、情報化と人工知能化の建設を強化し、商標情報の共有化を促進し、電子申請、電子サービス、電子証拠、電子登録証、電子文書、電子包袋（電子登録簿）の関連規則を改善し、商標業務処理の電子化と利便性を高めなければならない。</p>

新設	<p>第 96 条 (情報公開義務)</p> <p>国務院知的財産権行政部門は、商標の公共サービスプラットフォームの建設を推進し、商標情報を完全、正確かつタイムリーに公開し、商標の基本データを提供し、商標情報の有効活用を指導及び促進しなければならない。</p>
新設	<p>第 97 条 (商標原簿)</p> <p>国務院知的財産権行政部門は、商標登録簿業務を強化しなければならない。商標登録簿管理の標準化を継続的に高めなければならない。</p>
第八章 附則	第十章 附則
<p>第 72 条 (費用の納付)</p> <p>商標登録出願及びその他商標に関する手続きを行うときには、その費用を納付しなければならない。具体的な費用の基準は別途規定する。</p>	<p>第 98 条 (費用の納付)</p> <p>商標登録出願及びその他商標に関する手続きを行うときには、その費用を納付しなければならない。具体的な費用の基準は別途規定する。</p>
新設	<p>第 99 条 (公認標章の届出)</p> <p>中央国家組織、軍隊、政党、全国的人民組織等が使用する以下の標章は、国務院知的財産権行政部門に公認標章を届出ることができる。登録出願された商標が届出されている公認標章と同一又は類似のときは、本法第 15 条 (禁用標章) の規定により拒絶し、かつ使用を禁止する。</p> <p>(一) 組織の名称、標章、所在する特定地の名称、又はランドマークの建物名称、図形等</p> <p>(二) 管理されていることを保証する公認標章、検査済印等</p> <p>2 国務院知的財産権行政部門は、中華人民共和国が締結した、又は加盟する関係国際条約を遵守し国際間の公認標章の保護を取り扱う。</p>

新設	<p>第 100 条 (審査及び審理ガイドラインの制定)</p> <p>国務院知的財産権行政部門は、本法及び商標法实施条例により商標審査及び審理ガイドラインを制定する。</p>
<p>第 73 条 (施行及び経過措置)</p> <p>本法は、1983 年 3 月 1 日より施行される。1963 年 4 月 10 日に国務院が公布した「商標管理条例」はこれと同時に廃止される。その他の商標管理に関する規定で、本法と抵触するすべての規定はこれと同時に廃止される。</p> <p>2 本法施行前に既に登録された商標は引き続き有効とする。</p>	<p>第 101 条 (施行及び経過措置)</p> <p>本法は、1983 年 3 月 1 日より施行される。1963 年 4 月 10 日に国務院が公布した「商標管理条例」はこれと同時に廃止される。その他の商標管理に関する規定で、本法と抵触するすべての規定はこれと同時に廃止される。</p> <p>2 本法施行前に既に登録された商標は引き続き有効とする。</p>

